

平成25年第7回太子町議会定例会（第447回町議会）会議録（第2日）

平成25年12月6日

午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1番	中 藪 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	11番	中 島 貞 次
12番	服 部 千 秋	13番	中 井 政 喜
14番	佐 野 芳 彦	15番	井 村 淳 子
16番	橋 本 恭 子		

会議に欠席した議員

10番 清 原 良 典

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	北 陽 一 郎
書 記	首 藤 智 子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	香 田 大 然
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	神 南 隆 司	財 政 課 長	堀 恭 一

（開議 午前9時59分）

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

平成25年第7回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です、定足数に達していますので、ただいまから平成25年第7回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本恭子） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制によって質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 皆さんおはようございます。

12月になりまして何かと慌ただしい日が続

いております。国会のほうも、何かすごいびっくりなことが続いているような状態でございますが、一般質問のほうを頑張ってさせていただきます。

それでは、4番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を行います。

つい先日の11月22日に内閣府から発表された月例経済報告では、なかなか実感はないものの、国全体としては景気は緩やかに回復しつつあり、個人消費は持ち直し傾向にあるという報告がなされていますが、平成26年4月1日からの消費税が8%となることに伴って国の政策が地方財政へ与える影響は大きく、今後も国の政策に注視していく必要があることは重々承知しているところであります。

そんな中、太子町においては、町民の関心度も高い新庁舎建設というとても大きな事業がいよいよ本格的にスタートする中、町長の指示のもと、現在26年度の予算編成に当たっておられることと察します。

そこで、1番、平成26年度一般会計予算編成に当たり、行政経営する上で、町長の重点方針と予算編成に対する考え方をお聞きします。

次に、昨年12月議会でも情報公開と透明性という観点から、数多くの自治体が公開しているように、10月、11月の予算編成方針が掲げられた時点でホームページ等で公表してはいかがでしょうかと質問し、財政課長からは、財源的なものは流動的であるから公表は難しいが予算編成方針についての基本的な部分については公開できるかなと思っっているという趣旨の答弁があり、昨年までは全く記載のなかった1次査定の日程が先日11月28日の全員協議会でいただいた、我々議員に対しての12月行事予定表の中には記載していただいているということは大いに評価しますが、町民の皆さんに対してホームページで公開されている12月行事予定表には、残念ながら記載はありません。

そのあたりの状況を踏まえまして、2つ目、町政運営の透明性向上と町民の参画と協

働を推進するために、予算編成過程の見える化を図るべきではないかと考えますが、いかがですか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） おはようございます。

首藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

予算編成に当たっては、第5次総合計画実施計画を基本として取り組み、事業の効果、効率を改めて検証し、経費削減を図ってまいりたいと思います。

平成26年度予算は多額の庁舎建設費の計上を予定しており、ここ数年政策の見直しや経費節減等により積み増しておりました基金も減少する見通しであります。さらなる創意工夫により住民ニーズに応えながら状況に合わせた政策を展開し、将来にわたり安定した行政運営ができるよう取り組んでまいります。

今後、各部署の予算要求を精査してまいります。投資的経費については緊急に必要な事業かどうかを峻別し、歳出の見直しを実施したいと考えております。住民サービスを低下させることなく庁舎建設を並行して行うことで、歳出の増加はやむを得ないと考えておりますが、後年度での実施が可能である事業は、計画年度を見直すことも視野に入れて予算を編成し、最少の経費で最大の効果を得る原則に立ち返り、次世代に財源と資産を引き継いでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 2点目でございますが、御質問の予算編成過程の可視化、予算編成方針、予算査定状況等の公開につきましては、一部の団体で取り組まれておることは承知いたしております。

予算は、その年度の行政の設計書であり、予算編成作業は行政執行者の政策の具現化を図るため、内部意思の形成を行う非常に重要な過程でございます。

予算編成は、本町の総合計画、実施計画を基本として財政状況、行政需要、効果、社会状況等を総合的に判断し、公正かつ適切に作業を進めていかなければなりません。

予算編成過程での具体的な方針、事業内容、金額等の情報を公開することになれば、関係者個々の立場によって賛否が分かれることは必然であり、数多くの意見、要望等が寄せられ、行政の公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生じるというふうに考えております。行政執行者の責任と判断で予算編成すべきものと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

もちろん町民の皆さんの御意見や御要望につきましても、日々の広聴活動、またまちづくりの集い、いろんな会議等で十分にお聞かせいただいておりますので、可能な限り行政運営に反映させていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まず、町長の重点方針等に対する考え方のほうをお聞きしまして、時期も時期ですから具体的なことは出ないと思いますが、考え方のほうを拝聴いたしました。

次に、予算過程の見える化のほうですが、昨年度の財政課長の答弁ともそんなに変わっていないというふうな気がします。

まず、基本的なことを確認しますが、自治会の要望などは自治会長さん名で出されることが基本だと思いますが、自治会長を初め各種団体のトップの方々は次年度予算に反映してもらうために、いつまでに要望書を提出したらよいのかといったようなことを、団体の役員さんなんかも含めて住民の方々に御存じだと思われませんか。まず、それをお聞かせください。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 自治会要望それから各種団体ですね、いつまでに要望書というルールは本町にはございません。

ただ、例えば姫路市さん、神戸市さん、あ

る程度の大規模な自治体になりますと、そういったことはあるというのは承知しておりますが、本町におきましてはそういうルール化はなされておられません。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 現在のところは、そういったスケジュール的なことも公開されておられませんので、御存じないっていう場合が非常に多いんだと思います。その要望書の提出時期が年明けの2月や3月、また新年度以降になったら、本当に急を要するものであれば補正なりで対応できることもあろうかと思いますが、当初予算に間に合わなかった要望がさらに1年遅れになってしまったという場合が、これまでも住民サイドから見るとあったかもしれません。そういった1年遅れになるようなことが起こると、役場に要望しても対応が遅いといったような不満が出るといったこともあったかもしれません。そういったことも含めて、先ほども総務部長のほう、公開している自治体も結構あるという答弁でございました。

そこで、そういった自治体の多くがその目的として上げられていることを見ていきますと、予算編成における意思決定過程の公表は市民の皆様からお預かりをした税金を一円たりとも無駄にすることなく、いかに効率よく効果的な事業に配分をしていくかなどの説明責任を全うするといった目的、また予算編成過程を公表することで市民の方への説明責任を果たすとともに財政運営の透明性を確保し、信頼を向上させるために予算編成過程を公表するなどを目的として上げていらっしゃいます。

ここで、多くの自治体のそういった目的を見ると、やっぱり説明責任というのがキーワードになってくるんだと思います。もちろん総務部長の答弁にあったように、確かに細かい数字まで公表しようとする、査定段階で流動的な部分は多々あるし、賛否のほうも出てきたりして困難であるってことは十分承知しております。

そういったことを十分に理解するんですが、予算編成方針、また予算過程のスケジュール、この基本的な2点だけでも公開することによってさまざまな効果があるように感じますが、町民への説明責任という点からも、こういった基本的な部分だけでも公開していくっていう考えについて、再度確認いたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） まず、2点御質問いただいたわけですが、説明責任は、これは私ども財政当局がしっかりと積算して積み上げて、そして3月議会で御提案し、その中で説明の根拠、あるいはもちろん大きな趣旨、目的も含めて、積算根拠も含めて提案説明をさせている中での説明責任とさせていただきたいと思っております。

それから、透明化の件ですけれども、先ほど申し上げましたように、本当に、いわゆる予算編成過程を、おっしゃる言葉をおかりすれば透明化、可視化ということになるんですが、そういうものを見ると、先ほど申し上げましたように関係者個々の立場立場によって本当に、いやいや、どこそこの自治会さんは、あっ、いいですね、水路改修は100万円つきましたね、いやいや、どこそこの自治会はつきませんね、そういったことは関係者個々の立場によって賛否が分かれることは必然であり、意思決定に非常に大きな支障が生じる。そのほうの支障のほうが、これは大きいことはもう明らかであります。ですから、おっしゃっていることはわかりますけれども、それは何回も申し上げますが、予算の提案の中で説明をするというところでありませう。

それから、自治会の要望なんかは、例えばこれ要望する方は、もう皆さんそうなんですけど、今要望すればあした何とかしてほしい、あさって何とかしてほしいというのが、これ要望する側の基本なんです。でも、それは予算という一定の縛りの中で考えれば、いつの時期に出されても、それは後年度送りに

なる場合もありますし、そして優先順位、それから危険度とか、いろんなことを総合的に判断しなければなりませんので、いつの時点で要望を出したからどうの、この時点で出したからどうのということとはございません。

今まで私ども財政当局も、この時期に出したからどう、この時期に出したからどう、そういうことはもう判断いたしておりません。総合的に優先度を判断して補正予算をつけるべきところはつけてきたということは、これはもう議会の皆さんも御承知のとおりでありますので、従来の方針を踏襲したいというふうに思っております。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 答弁のほうの説明も納得いく部分と、なかなか納得しにくい部分もあったりもしますけども、昨今公開している自治体が増えております。その辺の調査もしていただきながら今後進めていただきたいというふうに思います。

この質問の最後になりますけども、これから消費税率アップ等国の税制も大きく変化する中、太子町にとっては新庁舎建設を控えて厳しい財政運営が続くと思っておりますが、雨水対策やインフラ整備、さらに教育に係るもの、安全・安心なまちづくりに要するもの、子供や高齢者、そして障害を持った方々への福祉に関するものなど、限られた予算の中で優先すべき事業は何なのか、抜本的に見直す事業は何なのかを判断していただくことを要望して、次の質問に移ります。

太子町においては、高度経済成長期の1960年代から70年代を中心に多くの公共施設、建築物ですね、や道路等のインフラ資産が集中的に整備されたが、これらが耐用年数を迎えつつあり、近い将来に多額の更新費用が必要となる見込みであることを踏まえて、次の質問をいたします。

1つ目、昭和40年代に建てられ老朽化している中央公民館（昭和41年の開館）、学校給食センター（昭和48年完成）、南総合センター（昭和49年完成）の古い3つの施設について

て、耐震化、改修、建てかえ等、今後の見通しについて伺います。

次に、昨年、24年6月議会で、同僚議員が「ファシリティーマネジメント」というテーマで公共施設の中・長期計画について質問され、財政課長からは、財政状況等を考慮し総合的な判断のもとで実施計画を定めていくといった趣旨の答弁があったわけで、太子町としての基本的な考え方は理解しているつもりであります。2点目として再度確認の意味も含めて、上記の中央公民館、給食センター、南総合センター以外の公共施設の耐震化、改修、建てかえ等の財政シミュレーションを含めた中・長期計画マネジメントについてお伺いいたします。

以上です。

**○議長（橋本恭子）** 教育次長。

**○教育次長（神南隆司）** お尋ねの前半部分で、1つ目の部分につきまして答弁をさせていただきます。お尋ねは、中央公民館ほか2施設の耐震化等今後の見通しについてということでございますので、答弁いたします。

3施設ともに、議員指摘のとおり昭和40年代の建築でありまして相当年数が経過し、老朽化が進んでおります。さらに、昭和56年の新耐震基準施行時以前の建築であることから、耐震性の観点からも不安が残るところでございます。

まず、南総合センターにつきましては、人権意識の向上や人権課題の解決は、行政に課せられた重要な責務で恒久的な取り組みが求められるため、同センターの果たす役割は大きく、施設の存続と継続した事業展開が必要でございますので、国の地方改善施設整備費補助金を活用しまして、耐震診断並びに耐震改修を含めた大規模改修を行いたいと考えております。

次に、中央公民館につきましては、既に耐震診断を実施しており、その結果、耐震基準を満たしていないことから改修が必要となるわけでございますが、現在進められております都市再生整備事業による事業、その他施設

の改修計画との兼ね合いから、具体的な対応方針は決まっております。

次に、学校給食共同調理センターにつきましては、耐震診断が未実施でございます。躯体の構造上にその耐震性があるかどうか不明でございます。さらに、平成20年の学校給食法の改正に伴いまして、安全で安心な学校給食実施のため、学校給食衛生管理基準というのが法に位置づけられたことから、設置者及び管理者の役割に学校給食の衛生管理の充実に努めるということが明記されました。

これらによりまして、学校給食施設及び学校給食設備の整備や衛生管理の充実に厳しい技術的制約が課せられるようになり、実態的に申しまして旧式の施設となっておりますので、できるだけ早期に改善を図りたいと考えております。

以上のとおり、3施設ともに何らかの対応が必要となっているところでありますけれども、先ほども出ましたが長期計画、太子町第5次総合計画や中期計画、3年期間の実施計画と当該当初予算の編成を含んだ年度ごとの財政状況との調整を図りながら進めていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（橋本恭子）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** 先ほど次長が申し上げました以外の本町の建築物で、昭和50年代以降に建築された比較的古いものとしては、学校施設、幼稚園、地区公民館等が上げられます。学校施設につきましては、御存じのとおり耐震改修が完了しているところでございます。他の施設につきましても、それぞれの所管の部署において管理、改修計画を立て5次総、実施計画に盛り込んでおり、改修時期等の重複による単年度の過大な財政負担が生じないような財政計画を立てているところであります。

新しい耐震基準によりまして建築された施設につきましても、施設の老朽化から、一定の時期には改修が必要となります。その目安としては、施設の耐用年数等から適切な時期

に検証して、改修等の時期を検討したいというふうに思っております。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まず、1点目のほうの40年代に建てられた3つの施設ですが、南総合センターのほうは早いうちに大規模改修ということで、利用者の方も喜んでいただけるんじゃないかと思えます。

中央公民館ですけども、新庁舎の建設に合わせて地域交流センターとか文化会館との絡み、また斑鳩公民館との絡みもあるかとは思いますが、やはり耐震化が悪い基準ということでございますので、何か、この現庁舎の跡地の利用も含めて文化会館、地域交流センター、また斑鳩公民館との兼ね合いなんかも考えていただきながら、現庁舎跡地の利用ということで、中央公民館のあり方そのものも、利用者の御意見等も聞いていただきながら判断していただけたらというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

給食センターのほうですけども、やっぱり子供たちにかかわる施設でございます。今のお話であると、耐震診断もしていないというふうな御説明でありました。もし、地震等が起こって給食センターが壊れてしまったら、もう子供たちの給食がつかれないっていう状況になったら本当に困ったことになります。その辺を含めて、たしか給食センターのほうは平成19年ぐらいの段階で建てかえようというようなことで基本計画をつくられたというふうに伺っております。その後、いろんな事情があつて改築のほうには至っておりませんが、何度も言いますが、子供たちの給食が出せなくなるといった状況が起こり得ることは、もう絶対に避けないといけないことでございます。その辺よく考えていただいて、町長のほうも子供たちのためでございますので、よろしく検討のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、2つ目のほうの全体的な中・長期計画ですけども、先ほどの部長の答弁、一昨年の財政課長の答弁もお聞きしながら聞

いておりましたら、やっぱり適切な時期について御判断でいくと。となると、本日の答弁を受けまして、町民の方々、今新庁舎建設のほうも、南側の道路が改修工事始まって、いよいよ庁舎建つんやなという声をお聞きすることがございます。中には、町の将来のことを考えながら、庁舎の次は体育館かとか、給食センターかとかというふうに将来のことを述べられる方も多くいらっしゃいます。

そういった方々に公共施設の将来、例えば具体的に体育館どうなつとんというふうに聞かれたら、財政状況を見て総合的な判断をするらしいですというふうに今答えるしかないんですけども、もう少し具体的なことを説明できたらなというふうに思いますので、昭和40年代のその3つの施設については具体的な説明いただきましたけども、大きな都市で公共施設がいっぱいあるとこだつたら、総合的な判断でっていうふうなことも町民の方も納得できるかと思えますけども、太子町は小さな町です。どの建物が老朽しているか、非常に目につきやすい環境にあると思えます。コンパクトな町であるからこそ目につきやすい、見られているんだという意識を持たないといけないんだと思えます。

1つ目の質問で、中央公民館、給食センター、総合センターについて答弁をいただきましたけども、先ほど部長もおっしゃいました。昭和50年代初めには地区公民館や体育館などが建てられて、これらについても町民の目に触れやすい環境にあります。また、学校施設においても、校舎自体は耐震化が完了いたしましたけども、まだ体育館やプールなども古くなっていることは指摘せざるを得ません。

太子町はコンパクトな町で、公共施設の数も約30ぐらいですか、数があります。他市町に比べても、そんなに多くあるわけではありません。単純に考えて、数が少ないから管理しやすいという側面もあるかもしれませんが、先ほどの中央公民館、給食センター、南総合センター以外に、できるだけ早期に対

応しなければならぬと考えていらっしゃる施設はございますでしょうか。その辺だけお聞かせください。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 私のほうからは、2点お答えします。

まず、現状、中央公民館との絡み、これも新庁舎に関係することなんです、都市再生整備事業の一環として関係することなんです、中央公民館との絡みは、御承知のとおり地域交流センターとの関係もございます。その中で、いま一度私どもが教育委員会と連携して今新しいあり方を検討しておりますが、そういった中で中央公民館はどうあるべきか、また地域交流センターはこういう方向になりますよ、そういったことを積み上げていって、その後に中央公民館をどうするのか、いや耐震でやるのか、どうするのかという判断をしたいというふうに思っております。

それから、現庁舎の跡地利用にも関係するんですが、これは前々から私申し上げておりますとおり、町民の皆さんの意見、何とか委員会とか、そういう一つの意見を集約する場を設けて、跡地利用をどうするかといったようなことはしていきたいと。これはもう従前から答弁しているとおりでございます。

それから、本当に古い、地区公民館も含めて、おっしゃいました体育館も含めて老朽化した施設が多いんですけれども、これを町民の皆さんの、いい意味での期待ですね、それもわかります。体育館が古くなっているからもっと新しい体育館が欲しいというふうな声も、もう十分役場のほうには届いております。

ただ、これ私ども全体を考えないといけませんので、国保、介護、いわゆる医療、社会保障費の伸び、そういったものも考えなければいけない。社会保障費用をほっといて箱物を次から次へ突っ走っていくわけにもいけません。これは大きな予算全体の話になります。

ということからすれば、財政課長も私もそうですけれども、軽々になかなか言えませ

ん。じゃあ、実施計画で何年に体育館を建てますなんてことを私どもが軽々に言いますと、じゃあ、そのときの財政状況がどうなっているかわからないのに、前もって何年には建てかえやりますよなんてことはなかなか軽々には言えない。

それから、昨今、民主から自民にかわりまして、交付金、補助金の関係も大分さま変わりしておりますが、なかなか単費で一つの施設を建てるというわけにはいきませんので、国庫補助、交付金、その他いろんな特定財源を勘案しながらにらんでいかないと、実施計画には、それは我々事務レベルは上げますけれども、実施計画がだんだん近づいてきて、じゃあ財源はあるのか、ないのか、特財はあるのかないのか、そういったことも判断しなければいけませんので、なかなか町民の皆さんに軽々に建てかえますよなんてことは言えないということは御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 部長の答弁のほうも理解いたします。

そのことも含めまして、現在はそういった形で総合的な判断ということで、いろいろ教育委員会等々も、関係部署を含めて考えていらっしゃるということでございますけれども、これから将来負担のメインは、こういった公共施設だけではなくて道路や橋りょう等も含めて将来負担ということを考えていくべきなんじゃないかなというふうに思います。

そういったところを含めて、例えば少し角度違うんですが、東洋大学のPPP研究センターというところから、PPPというのはプライベートとパブリックとパートナーシップという3つのPですけども、そういったところから、自治体が保有する社会資本を更新するのに必要な投資額を簡易に計算できるソフトが無料で公開されております。そこには、各種建築物とか道路、橋りょう、上下水道にも対応したソフトでございます。

また、総務省のほうからも、財団法人自治総合センターが開催した地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会において開発された公共施設等の更新費用試算ソフトが無償で配付されております。

総務省のほうは若干入力が面倒みたいなことらしいんですけども、東洋大学のほうのソフトが、例えば県内でも大きな尼崎市さんなんかでも使われております。そういった無償のソフトがあって、財政状況のシミュレーションなんか簡易にできるソフトがございます。そういったものも検討されて、目に見えやすい、我々なんかこんな状況なんだなっていうことを知ることができるデータをつくらせていただくというふうなことを検討されるってのはいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（堀 恭一） 今御紹介いただきました総務省の部分につきましては、私ども承知しております。ただし、内容的に見ますと、非常にいわゆる現資産をきちっとした形の評価をしないと、なかなか適切な数値が出てきませんので、今現在資産評価というのは非常に行政にとって大きな課題になっております。今後、これからの行政の中でやっていくべきことだと思っております。そうしたものを活用させていただいて、今後できるものについてはできるだけ早急に取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 総務省のほうのやつは、何か本当に入力が難しいらしいです。東洋大学のほうは簡単だっということ、私もダウンロードして見てみましたが、結構簡単に数値がはじき出されるソフトなんで、その辺の利用のほうも調査していただければと思います。

最後になりますけども、一昨日の12月4日には、国会で国土強靱化基本法が可決しました。この法案には、地方公共団体の責務として第4条で、「地方公共団体は基本理念にの

っとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた政策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」とあります。

また、基本方針を記載した第8条の3項には、「地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応」がうたわれております。

町長の公約でもある「住んでよかったと思えるまちづくり」のためにも、財政的なことも含めた公共施設の将来像を示していくべきではないかと提案して、質問のほうを終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（橋本恭子） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次に、森田眞一議員。

○森田眞一議員 6番森田眞一でございます。雨水排水路の整備について質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

少し強い雨が降りますと水路があふれ、道路冠水が頻繁に起きております。また、町には報告されておられませんけれども、そのたびに、庭や床下浸水に困らているお宅も出ております。この状況は年々厳しくなっており、もはや特異なことではなく、常態化しておるといような状況でございます。特に、市街化区域で近年宅地化が進んでいる地域の中では、年に二、三回、膝まで道路が冠水し、水路と道路が区別できない状況になるなど、極めて危険な状況になっているところがあります。そうしたことから、次の質問をさせていただきます。

まず1点目は、最近の大雨による町内の道路通行規制の状況についてであります。

平成25年9月4日の雨で、町内において14カ所の道路を通行規制したと報告があったように思います。それはどこなのか。どのような状態で規制せざるを得なかったのか。その箇所は、今回初めてだったのか。なぜその

ような状態になるのか。また、土のうもかなりの数を配付、配置されたというふうに聞きました。配付先は、この規制区域と重なるのか。あるいは、このほかにも浸水等が懸念されるところがあったのか、お聞かせ願いたいと思います。

2点目についてです。雨水排水対策が進まない理由についてお聞きいたします。

防災拠点としても、長年の懸案であった庁舎については実施設計も終了し、完成に向け、大方、先が見えてきたように思います。

次の町行政の一番の課題は、整備途中で中断している雨水幹線水路の整備を初めとする雨水対策であると思います。住宅浸水や道路冠水は、町民の命にかかわる大事故につながるおそれが強く、早急に解決に向けて力を結集しなければならないものであると考えます。そして、このことは、太子町総合計画に定めた「安心して暮らせるまちづくり」の基本事業であり、これから町が全力で取り組まねばならない事業であると考えます。

汚水排水事業がおおむね終了し、その後雨水排水対策へと徐々に移行するものと思っておりましたが、このように浸水の状況が多くなっているにもかかわらず、第5次太子町総合計画、実施計画、これは25年から27年度、3年間の計画ですけれども、上げられている雨水幹線等整備事業は、区画整理関連のみであります。なぜこうした浸水が常態化している地域の雨水排水施設整備を急ごうとしないのか。着手しない理由は。今までに質問させていただいて答弁をいただいておりますけれども、雨水幹線計画の見直しが必要なためなんですか。費用が問題なのか、それともほかに理由があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

3点目は、水路整備にかかわる行政対応の整理についてであります。

町内全域の雨水排水を考えるには、町の水路全体を総合的に考えていく必要があると思います。しかし、当町では、排水整備や水路整備にかかわる部署が市街化区域か調整区域

かの区域間の問題とか、その水路に対する水利権の有無、あるいは道路に附帯する水路であるとか、また公共下水道計画（雨水）による課などにより分断され、対応が複雑になっているように思います。

まず、自治会や水利組合と協議して、関係課の水路整備に対する対応を整理していく必要があるように思いますが、いかがでしょうか。それにつきまして、水路にかかわる関係各課の水路に対する対応を説明願いたいと思います。

また、3課にまたがる水路整備関係の対応を整理する考えはございませんでしょうか。

そして、水路関係の問題に対し、総合的に対応できるような内部組織の見直しは考えられないでしょうか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 1点目の質問にお答えします。

冠水による道路規制箇所を申し上げます。

1番目、東南392-3、さくらやさんから東へ300メートル付近、2番、原池の原自治会入り口、3番、東南392-3、これもさくらやさんから東へ100メートル付近、4番、東南568-4、西川組さんの北側、5番、太田、これは田中ではございますけれども、公民館の東側、またふれあい広場の南側、6番、東出、中出クラブ北側及び中出ハイツ東西の周囲、それから7番目、矢田部4-4南側、8番目、蓮常寺の信号北側、9番目、立岡23-1西側及び立岡6-6東側、これ2カ所でございます。それから、天満山237-6、サイクルショップの東側、それから11番目、下出ですけれども、太田郵便局西側道路から山陽新幹線高架下道路及び太田1729-4東側、これ2カ所でございます。それから、立岡、これは太子西中学校の北側でございます。以上で9番目と11番目を2カ所でカウントすれば14カ所となります。土のう設置数は約260袋でございます。

状況といたしましては、バリカーやコーン

により交通規制を行い、水が引いたところから順次交通規制を解除し、17時10分に全箇所を解除いたしました。

状況としましては、道路は冠水しているものの、床下及び床上浸水には至っておりません。住民から浸水したと通報が入ってない状況でございました。

また、冠水箇所は、大雨等の時間雨量や局地的雨量等により、浸水箇所が異なっております。原因といたしましては、もう御承知のように住宅が増加し、市街化区域においては雨水が農地へ浸透しなくなったこと、また本当に時間雨量が30ミリ、40ミリというゲリラ豪雨に伴う雨量が多くなり、排水能力を超えているものというふうに思っております。

また、雨水排水は上から下へと、これはもう当たり前の話ですが流れていきますが、下のほうの流量が増した関係、上流からの排水が滞留し、流れが悪くなることも影響いたしております。

他の浸水区域につきましては、一部冠水したとの、これは田んぼとか畑ですけれども、そういう遊水地でも一部冠水したとの通報を受け現地確認を行いました。現場到着した時点では、既に水が引いており現認できておりません。

私のほうからは以上でございます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 私のほうからは、2点目のことについてでございます。

現在、兵庫県総合治水条例に基づきまして、大津茂川水系にかかわる中播磨県民局及び揖保川水系にかかわります西播磨県民局において、それぞれ水系ごとの総合治水推進協議会が立ち上げられ、協議が進んでおります。これらの内容との整合性を図りながら、今後、現在の浸水状況や費用対効果を踏まえた雨水幹線整備計画を策定し、計画的に雨水幹線等を整備していきたいと思っておりますが、雨水幹線の整備につきましては多額の費用と時間を要しますので、また下流側の姫路市等との協議があるため、いましばらく御猶

予をいただきたいというふうに思います。

次に、3点目でございます。関係の課ということで、これ、次のことにもあるんですけども、3課のことについてでございます。

まず、街づくり課におきましては、水路等の法定外公共物の財産管理及び道路側溝の維持管理を所管しております。また、道路が起因する排水不良箇所等の改良にも努めております。

しかしながら、水路等は、水利権を有する団体より旧来から機能管理されており、行政との管理区分は地域によっても異なっている状態であります。雨水幹線や農業用水路とも機能重複した水路が多く、整備時には関係課と横断的な協議を行いながら事業を実施しております。

次に、産業経済課でございます。産業経済課による水路整備等は、土地改良事業における農業用水路の整備、改修等でございます。雨水排水対策を目的に行ってはおりません。その整備方法としましては、水路整備により受益を受ける田の面積に応じて整備するため、雨水排水計画とは逆に下流へ行けば行くほど受益面積が少なくなるため、水路幅が狭くなるということになります。

次に、上下水道事業所でございます。上下水道事業所としましては、太子町公共下水道事業計画における雨水排水計画区域403ヘクタールに対し、大津茂川右岸第1排水区を初め、約22キロの認可を受けております。認可を受けている雨水幹線においても、街づくり課同様農業用水路とも機能重複した水路が多く、整備時には関係課と横断的な協議を行いながら事業を実施しております。

続きまして、3課にまたがる対応の整理はということでございます。先ほど3課の対応について説明したとおり、それぞれが所管する水路についてはおのおのが整備しますが、場所によっては複合している場所もありますので、そんな場合には、本年度に施行された兵庫県総合治水条例に基づきまして県、市町、県民の責務を明確にしながら、3課にま

だから横断的な取り組みを進めてまいります。

続きまして、総合的に対応できる内部組織の見直しは考えられないかということでございますが、3課それぞれ整備目的が違うとともに、国、県の組織もそれぞれ違いますので、現状で問題はないと考えております。

また、兵庫県の総合治水条例が本年度より施行され、総合的に対応したいと思います。今後、さらに河川下水対策、流域対策、減災対策を組み合わせながら横断的な取り組みを進め、浸水被害を軽減してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 ありがとうございます。

町長さん、9月4日といいますと、前回臨時議会が開かれていたのかな。いやっ、じゃないですね。

○議長（橋本恭子） 議会が。

○森田眞一議員 9月議会か、定例会か。その日、11時ごろ非常に強い雨が降りまして、こういう状況が町内に起こったというふうに私は記憶しております。そして、その議会本会議の休憩中に、町長さんが町内を視察されたというふうにお伺いさせていただきました。町長さん、あの状況を見られていかがでございましたでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、特に今部長のほうから雨水幹線の関係の説明をいただいたんですけども、これ、その14カ所のうちの1カ所が私の近辺でございましたので写真を撮らせていただいとんですけども——いや、これはその近くの方が撮っておられる写真ですけど、非常に自治会の村の中心的な道路が冠水してしまって、道路が川になっとる。これは通学路で、毎朝何百人という子供たちが学校へ通っている道路です。こんな状態になっているところであるのに何ら対応されてない、そういう状況があるんです。そういうところも、町長さん、当日はごらんになっていただいたと思

いますので、感想をお聞かせ願いたいと思います。

それから、雨水幹線の具体的な1-4号幹線というのがあるんですけども、これの施工が非常に遅れているように思うんです。そのために、こういったこの場所についてはどうも冠水が起こっているような感じを受けるんですけども、それについて経済産業課長、御答弁をいただきたいと思うんです。

それから、水路整備にかかわる行政対応の整理についてですけども、市街化区域での雨水幹線以外の水路に対する対応についてもお聞きしたいんですけども。

まず、市街化区域での水利権のあるところとないところの水路の整備についての対応は一体どないになっただろうかということが1点。

それと、同じく市街化区域内の宅地化が進む区域の中で、田んぼが二、三枚残っておって、その端に水路が素掘りで残っているというところがあるんです。周りは宅地化が進みまして、その附属的な水路は全部三方コンクリで整備されていると。ところが、それが外れて下へ行きますと今のような素掘りの水路で、いまだ細い状況にあるということで、その辺も大雨が降りますと、もう明らかに冠水してしまうというような原因になっております。そういう対応はどこが主体でやればいいのか、費用負担はどうなるのか、そういうこともちょっと、部長、お聞きしたいと思います。

それから、開発区域内の水路の整備基準と、その下流域への考慮はどないなっただか。例えば、下流域側が断面不足等の未整備の場合はどのように対応されておるのか、説明を願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） 9月4日の本会議の休憩中に、町内を巡回させていただきました。森田議員御指摘のとおり、本当に通行どめになっている箇所や鉄砲水のような感じで雨水

が流れている箇所等も見させていただいたところでございます。

先ほどからの質問にありますように、いろんな水路の形態がありますので、それは全体的な観点から考えていかなければならないと、思っているところです。また、先般開催させていただきました4校区における自治会長さんとのまちづくりの集いでも、そういった雨水対策を指摘されたところでございます。

御存じのように、雨水対策を考えていくには、まずもって下流からどうあるべきかということを考えるのが本筋でありますので、今後は姫路市との協議を進めていきたいということをまちづくりの集いで述べさせていただいたところでございます。

また、先ほどから森田議員からいろんな形の水路を言われているわけですが、先ほど経済建設部長が答弁したものの一つとして、例えば、森田議員も御存じだと思いますけれども、田んぼに係る用水路に関しては、あれは先へ行くほど逆に狭くなりますので、上流の水が10来た場合、極端なことを言いましたら、先のほうへ行けば半分、もしくは3分の1しか受けられるような水路になっているのが田んぼの水路であるということは御存じだと思います。そういった形の水路やいろんな形態の水路がありますので、その辺は総合的に考えて今後のまちづくりに生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 先ほど御質問がありました市街化区域での雨水幹線以外の水路に対する対応は、また同区域内での水利権のあるところとないところの対応はということでございます。

市街化区域での雨水幹線以外の水路に対する対応は、雨水幹線直近の枝線であれば水路整備や上下水道事業所に対応し、また道路排水に関係する水路であれば、その水路については街づくり課で対応しております。

また、同区域内での水利権の有無による対応でございますが、基本的に、昔でいう青線と言われる水路は、自治会のほうで、日常的な管理も含めて対応させていただいております。

次に、市街化区域内の宅地化が進む区域の中で田んぼが二、三枚残り、素掘りの水路があると、この水路の管理はということでございます。市街化区域の田んぼの水路整備に関しましては、当該水路は水利権のある水路であれば、水利権者が水路の整備の主体となります。水路整備費用につきましても、水利管理者のほうで負担していただくということになります。また、その当該水路が個人の設定しているような水路であれば、当然水路の管理、整備は個人が行うということになると考えます。

あと、最後の開発区域内の水路の整備基準とその下流域への考慮はということで、下流域が断面不足等で未整備の場合の対応ということでございますけれども、開発行為の行われるその区域内の水路整備につきましては、基本的に上流は上流の、下流は下流の水路断面に合わせております。ただし、現場状況によっては、それ以上の水路断面を確保するよう指導しております。

また、下流側への考慮といたしましては、開発行為区域内での最下流で開発区域の流量計算を実施し、下流側の水路の排水能力がそれに十分耐えられるかどうかの検証を行っております。検証の結果、下流側の水路が開発行為区域内の排水を処理できないことが判明したような場合は、区域内の排水を分散させたり、調整池を設けるなどの対策を指導しております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 今御答弁の中でありましたように、上に宅地化されたところがあって、下は農業地域、要するに田んぼが広がる地域、そこは市街化調整区域で、要するに水路が先へ行くほど細くなる、そういう施工をや

っていくと。上で宅地化が進んで、雨水が雨が降ると一気に下へ流れていく。これ、当然あふれるのは当たり前、だから総合的に考えて、そういう総合的に考える部署は必要じゃないかということを質問させていただきました。その辺は答弁はよろしいですから、よく考えてお互い連携をとっていただいて、ちぐはぐにならんように、今太子町が置かれている状況というのはどういう状況なのかということをよく考えていただいて、雨水排水がスムーズに下流まで流れていくように考えていただきたいというふうに思います。

いずれにしましても、人や組織の充実を図るなどして、水路整備にもっと積極的に取り組んでいただきたい。そして、雨水災害に対する町民の不安を一日も早く解消していただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（橋本恭子）** 以上で森田眞一議員の一般質問は終わりました。

次に、吉田日出夫議員。

**○吉田日出夫議員** こんにちは。8番吉田日出夫、通告に従い一般質問をいたします。

まず、1番目ですけれども、新庁舎建設についてですけれども、この件については今までお聞きしている推進計画では、いよいよやるべきことも大詰めに来ていると思います。

昨今の情報では、東日本大震災及び日本でのオリンピック開催決定のニュース等により、日本の建設業界では作業員の人手不足、材料の高騰化等が生じているとのこと。

その中で、太子町では、三十数億円の町税を投入して庁舎建設に踏み切るとしているわけですけれども、今まで何度も懇談会、庁舎建設常任委員会、議会の一般質問等で、当局にとにかくコンパクトで費用のかからない庁舎建設をお願いしてきましたが、住民の声を聞き入れてもらえない形で現在に至っていると考えます。

だが、住民は、今でも格好いい立派な庁舎建設を望んでいるわけではありません。大事な税金を多額に費やすため、当局は今後の動

きに関して慎重に最大限の知恵と労力をかけていただくことを考え、次の質問をいたします。

まず、1点目ですけれども、新庁舎の実施設計は計画どおり完了したか。

2番目が、入札の時期はいつになるのか。

3番目が、入札選定業者は何社を考えているのか。

4番目は、入札提示最低価格は幾らなのか。

5番目には、庁舎、議場、交流センターの各建設予算は幾らになるのか。

また、6番目に、工事着工予定はいつになるのか。

今、この6点をお聞きしようとしておるのですけれども、我々議員として思いますのには、実施設計が終わって、これ新庁舎建設常任委員会とかのもとに、我々議員に対しての説明が今のところないんですけれども、やらんなんことはもう目の前に迫ってきておるのに、なぜ議員にこういう内容の説明がされずに前へ進もうとされておるのかも疑問と思っております。

以上の内容をもってお答え願いたいと思います。

**○議長（橋本恭子）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** まず、1つ目の実施計画の関係でございますが、実施設計業務につきましても、実施設計図、完成模型、完成予想図、積算図書等の成果品の納品は完了いたしております。設計業務は完了しております。

現在、私どものほうにおいて各種申請手続や工事発注に向けた各種設計図書のチェック、入札用の設計図書等の作成を進めております。

それから、2つ目でございますが、工事の入札の時期につきましては、現在設計内容の審査等を行いながら発注の準備を進めております。本件につきましては、制限付一般競争入札になりますので、一般的には入札公告、受け付け、資格審査、入札図書の配付、そし

て業者さんがその入札図書の配付をした段階で質疑応答があれば質疑応答をお受けします。そして、最終的に入札の流れということになります。工事が大規模であるため、見積もり期間も通常の入札に比べ長くなるというふうに思っておりますが、最短で40日程度の期間が必要と考えております。

入札の時期につきましては、入札に付するいろいろ制限をかける場合があるわけですが、そういった検討を行いながら、できる限り早い時期に実施したいというふうに考えております。

それから、業者が何社になるかということですが、先ほどから申し上げておりますとおり制限付一般競争入札になりますので、入札公告に付する制限内容によって資格を有する業者数が変わってまいります。現在、制限内容につきましては他の公共団体で見られる入札不調や入札参加辞退などの状況を見ながら慎重に検討を進めている状況でございますので、現在のところ参加業者数につきましては御回答できない状況でございます。

それから、4番目の最低価格でございますが、昨年度までは最低制限価格の事前公表は行っておりましたが、本年度4月以降の入札につきましては事後公表ということで見直しをいたしておりますので、回答することはできません。申しわけございませんができません。本件の適用につきましても、今後指名委員会に付議して方針決定をしたいというふうに思っております。

それから、庁舎、議場、交流センターの関係でございますが、建設予算といたしましては、基本設計時における概算工事費の積算額により債務負担行為の限度額の議決をいただいておりますが、現在この限度額を基本として工事予定額の積算を行っております。入札前ですので、工事の予定額の金額を申し上げることはできませんが、庁舎、議場、交流センターの各ゾーンの工事費の概算比率について回答したいと思います。

庁舎エリアが61.5%、議会エリアが16%、地域交流センターエリアが12.5%、それから附属棟と申しますか、防災備蓄倉庫、車庫等の別途エリアが10%、大体以上が各エリアの構成比率でございます。

それから、工事着工予定でございますが、吉田議員もおっしゃったところなんです、いろんな人がマスコミ報道を御存じだと思います。国の景気回復を目的とした公共投資によりまして原材料費の高騰、労務価格の上昇、また施工業者の入札辞退、入札不調等、公共事業に多くなっております。

こういうことから、他の公共団体等の動向を十分に見きわめながら、年度内の早期での発注に努めていきたいというふうに考えております。

工事着手につきましては、先ほども申しましたように制限付一般競争入札に一定の期間を要しますので、大体2月か3月ごろの予定になるというふうに現在のところ思っております。

それから、先ほど議員おっしゃいましたその新庁舎建設特別委員会につきましてはの報告につきましては、今現在特別委員会に出す資料を精査中でございますので、それができ次第、新庁舎建設の開催を議会にお願いして報告をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 先ほどお聞きしましたら、この見積もり、入札の時期はということでお聞きしたところで40日間ぐらいかかるということですから、ここら辺の入札の業者を含めてめどがつくというのは、年内には難しいと思うんですけどもいかがですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 先ほどから申しておりますとおり、入札に付するの、公告するまでのかなりの準備期間がまず要ります。私どもは資料整理、いろいろ数字を整えるようなことの作業がございますので、それに時間がかかる。それが終わった段階で制限付一

般競争入札の公告をする。その公告をしてから入札までが約40日かかる。ですから、時系列で申し上げますと、そういった流れになります。かなり時間は要するものというふうに考えております。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それで、先ほどの最後の我々の説明に対してやっていただくということは認識したんですけども、これ自体は年内にできるのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） きょうが金曜日、そして7日、8日、土日、この辺も仕事をしまして、もうできるだけ早い時期に新庁舎建設を開いていただいて私どもから説明をさせていただきたいというふうに思っています。もう何とか早く資料をつくりたいというふうに思っております。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今部長の説明のとおり、我々もこの内容の説明を受けて、また詳細は確認をさせていただく形で考えております。

それでは、次に参ります。

次に2番目ですけども、鼓ヶ原の上水道問題ですけども、これも前回9月の定例会で私一般質問で確認をさせていただいたんですけども、この問題は今年の7月に問題が発生して、それから当局では調査等を含めて発生原因の究明をしていただいておりますんですけども、何かいまだにその発生原因がはっきりせず、その対策には至っていないということをお聞きしておるんですけども、本当にこれ、ここの地域の方々はやはり毎日生活に使う飲料水であるし、やっぱり体に関しても関係がないとは言えない状態の形で毎日水道水を使っておるんですけども、本当の原因はまずどこにあるかというのをお聞きしたいのと、それと耐久年数が、前回の一般質問でお聞きしたら38年が来ておるとのことなんですけど、本当にここに問題はないんでしょうかという形で2番目としてお聞きしたいのと、3番目は、この問題に対する予算の確

保、またこの発生原因を調査した上でのあれになるんですけども、予算の確保という形を本当に真剣に考えてもらっておるのかなということ、ここの自治会の方々を含めて私思ひまして、ここであえてまたこの質問をさせてもらっておるんですけども、またこの問題は町長もじかにこの内容を把握していただいておりますんですけども、町長の見解としては、今の報告の流れというのがスムーズに、4カ月もたってもいまだ解決をしてないということに対してどのような思いでいらっしゃるのか、また今後の計画を本当にどのように考えていただけるのか、お答え願いたいと思います。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 先ほど吉田議員からもありましたとおり、9月の定例会におきまして一般質問をお受けし、回答させていただきました。その後の経緯経過からちょっと説明させていただきます。

10月3日に、水道水に異物が出ている旨を報告されております2軒の住宅に関し、宅内配管を洗浄する圧縮エア洗管という方法で行わせていただきました。その結果、蛇口より異物が排出されまして、異物分析の結果、小石であるとかシールテープ及び接着剤に使用されている材料の一部分等が出てまいりました。その結果を、10月6日に行われました自治会の隣保長会議の席で役員さんに8月以降の報告とあわせまして報告するとともに、水道のメーターの構造であるとか配管の仕組み、また出てきた異物の写真等を見ていただき、御家庭で異常があれば連絡をいただきたい旨をお伝えしました。

その後、1週間に2回程度、2軒のお宅に職員が訪問し、状況を聞き取り調査しております。その中で、数回ごく微量の異物が出たということをお聞きしておりますが、自治会内の他の方からの報告はありませんでした。

なお、この事案につきましては、全て龍野健康福祉事務所に報告しております。

また、11月14日には、2軒に非常に細かい

網目をしたストレーナー付きのパッキンと呼ばれるパッキンをメーターの下流部に設置させていただき、25日に設置した1軒のお宅から異物が出たとの連絡を受けまして確認したところ、2ミリから5ミリ大の異物が3個確認されました。

ただ、この大きさでは、とてもその14日に設置しましたストレーナー付きパッキンを通過することは考えられないため、この家の方とはしばらく様子を見ようということになっております。

現在の状況では、他の自治会からの苦情もなく、ごく限られた中での事案でございます。今回の原因については、いろいろ自治体とか検査機関等にも照会して、同様の事例はなく、特定は難しい状況でございます。

特定といえますか、原因でございますけれども、9月にもちょっと報告させていただきましたが、水道というものの性格上水圧がありまして、どこからでも浮遊物が混入するとは考えられません。また、配管中の継ぎ手剤が剥離したものと、そのときもお答えしたように推定しております。

本管の耐用年数につきましても、以前にも申し上げましたように地方公営企業法施行規則に定められております減価償却の耐用年数は40年となっております、当該地区の水道管は先ほども言われましたように昭和50年、51年の2カ年で埋設されておりまして、約37年が経過しております。このような法定耐用年数を迎える老朽管更新事業につきましては、中期経営計画に定め、順次更新をしていく予定にしております。

鼓ヶ原地区におきましても、更新工事の前提となる実施設計の発注前の事前調査としてどういう課題があるか、抽出等を行ってございます。中期経営計画の中では、25年、26年度には送水管の老朽管の更新を予定しております。これはJRを横断しているものの更新でございます。27年度に管路更新計画を策定する予定でございます。

なお、当然その鼓ヶ原につきましては、今

現在地域的に埋設をしている水道管の中では一番古いので、更新としてはそこを最優先にさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） この問題につきましては、担当課から逐次説明をいただいております。また、対応につきましては、先ほど経済建設部長が申しとおりでありますのでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 先ほど堂本部長のお答えでは、いろいろ調査していただいて、ほかの御家庭からは出ておらないという形の回答だったと思うんです。ということは、最終的結論は、この問題自体はその問題を提起されたところだけの、それも家庭内での自宅内での問題ということが結論ですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 結果的にはその2軒の方からの情報しかいただいておりますので、それ以外の方からはいただけていないので、家庭内で起こったということは言っておけませんけれども、前回のときにも地区におきまして洗管作業等をさせていただいて、本管に異常があればその洗管によって除去するという方法をとらせていただいておりますし、それぞれの家庭からお聞きしたことについては誠心誠意対応させていただいております。

また、家庭内での事故であるということは一切考えておりません。配管からの事故であるというふうに、複数の家庭で起こっておる以上、町としてはそういう考えはありますけれども、ただしそれに対応するすべというか、検査と原因の究明等につきましては、水圧がありましてなかなか難しいものがあるので特定には至っていないと。ただし、推察することとしては、そういう接着剤が剥離したような状態のものを検出しておりますので、

そういうことで御理解願いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今問題としては、私がお聞きしている内容では、確かに問題を言っている家というのは数軒と聞いておるんです。そういう意味で、前回にも当局に対しては、その周りの調査を含めて実施願いたいという形でお願いしとったと思うんですけど、そこら辺の結果と、それと、今後じゃあ、今聞きましたら本管の設置を更新するというのが最優先で、平成27年度にやるという形でお聞きしたと思うんですけども、それをもう少し前倒しで考えるというような形の検討はできないんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 先ほどの他の家からの検査してはということでございますけれども、先ほども説明させていただいたとおり、自治会の役員の会で、そういうことがあれば報告願いたいということで自治会長さんをお願いしておりますので、そこを通じて連絡していただいているものと考えておりました、それ以外、今そういうほかからの連絡はございません。

また、先ほどの更新のことでございますけれども、一応中期経営計画の中でそういう方向性を決めておりますので、もし早期にやる必要があれば、それはまたその段階で見直したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 先ほども申し上げましたように、とにかく問題異物が出ているということは、これ間違いないんです。それを毎日、いろんな当局も協力はしていただいて、それを除去するようなことも、フィルター等もかけていただいてやっておると思うんですけど、やっぱり気持ちの上で、これ嫌なもんを飲んでるんだ、使ってるんだという意識には変わらないと私は思うんです。そういう点

で、本当にもう少し何らかの考え方が当局として出せないかということをお私思うんです。

じゃあ、皆さん、自分の家庭で同じようなことが起こったら、本当にもっと何やかんやと言われる形が起こるかもわからへん。この地区では、私から言わせたら、自治会がもっと本当にきちっとコメントを出したら、もっと当局に対してのあれができると思うんですけど、自治会の動きを見とったら、私はそのように感じるんです。私の自治会でこんな問題が起こったら、そないな感じで、やっぱり飲む水、また料金を払っている水に対して、本当に行政はもう少し皆さんに応えてあげてもらいたいなという形を思いますんでこういう一般質問をさせてもらっておるんですけども。そこら辺もう一度、本当にもう少し何らかの形を、こうやりますということ、何かここで物を言うてもらえませんか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） そういう物質が水道の中にあるということで、衛生上無害であるということでございますけれども、当然精神上、浮遊物が混入しているということで好ましくないことでございますので、それについては何とかしたいというふうに町のほうとしても考えておりますけれども、なかなか、先ほども言いましたように水道というものの性格上水圧がありますので、外部からそういうものが入ったということはほぼ考えられないので、水道管の中で起こっていることということになると思います。

例えば、水道の蛇口なんかにも白い結晶がついたりするというのは、水道の中にミネラル成分がありまして、それが付着し、乾燥してつくというような状況もありますので、水道管の中でそういう結晶になるようなことではないとは思いますが、水道の水質自体はこちらで十分に管理させていただいておりますのでそれについては問題ないとは思いますが、ただやっぱり精神上、そういうふうなものが目につくと非常に不快な思いをするというのは十分にこちらでも理解し

ております。

また、先ほどの抜本的に何とかならないかということでございますけれども、当然その水道事業を行う上で重要なそういう配管等もございますので、その50年、51年に埋設することになりますと、当然それ以前から送水管、配水管というものを埋設しておりますので、まずはそちらのほうを整備した後で、できるだけ早い状況におきまして対応したいというふうに考えたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今部長のほうからいろいろなお答えをいただいたんですけども、聞くところによりますと、この鼓ヶ原というのんは、通常でしたらこれ池やったところらしいんですけども、そこを、本来ならば下をきれいにさろうてこの池というもんは埋め立てをするのが、そういう作業をなされんとこの埋め立てが済んだ形と私は先輩の方々からお聞きした形があるんですけども、そういうことを踏まえた上での配管工事がなされておるのかどうかということを私は個人的に思います。

そういう意味で、とにかく今までいろいろと動いてもらってることも私も認識しておりますけども、今後もそこら辺をきちっと自治会に対して対応をしていただいて、とにかく早いうちにやっぱりこうやるという形をもう少し安心ができるようなことの動きをしてあげていただきたいということをお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

以上で一般質問を終わります。

（「吉田議員、ちょっと」の声あり）  
はい。

（「無害やという部長の回答なんやけど」の声あり）

○議長（橋本恭子） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午前11時26分）

（再開 午前11時26分）

○議長（橋本恭子） それでは、休憩前に引

き続き会議を開きます。

吉田日出夫議員の一般質問は終わりました。

次に、平田孝義議員。

○平田孝義議員 おはようございます。

7番、日本共産党平田孝義です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番の新庁舎建設・設計についてであります。

今、国内情勢が不安定の中、これから町税収入の増加などが見込めない中で、少子化、高齢化といった、それに伴う社会保障増加は免れないことから、財政運営は太子町として厳しい状況が続いております。そういった中で、新庁舎建設設計に基づき着々と進められようとしております。

そこで、質問(1)設計建設案に長岡市庁舎を参考に掲げられておりますが、どのようなことからこの長岡市を参考にされたのか、お伺いいたします。

(2)無駄な公共事業に対し各地で市民運動が起きている中、現在の太子町役場の老朽化に伴い、新庁舎建設は一応私としても理解はしております。ただ、設計説明書を拝見する中で、無駄のないコンパクトな設計が必要と思われまます。

そういった建設の中で、メンテナンス管理についても再三検討されたことであって、3棟の並列による建て方はどのような構想の中から、また考えがあつてのことから建てられていくのか、お伺いをいたします。

先ほどより新庁舎建設に対して多くの議員の方から質問が出ております。そういった中で回答もいただいております。方向を変えながら新庁舎建設に関連した質問を私はさせていただきますので、的確な回答をいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 最初でございますが、長岡市の関係でございますが、市民に開かれた庁舎の事例といたしまして、中土間を

利用したさまざまな市民活動や1階に配置され、市民に開かれた円形スタイルの議場、またデッキテラスの活用、それから長岡市さんは日本一の総合窓口サービスをうたわれている窓口業務のあり方など、一つの新しい市民活動拠点として取り組まれ、開庁後約1年が経過しております。

そういった長岡市役所、アオーレ長岡の現状を見させていただきました。今後の新庁舎での住民サービスのあり方などについて、地域の気候、風土や地域特性もあるんですが、そういったものも考慮しながら施設運営等の参考にさせていただいたということでございます。

それから、2問目ですが、基本設計時の「人がつどう、まちがめぐる、太子がつながる」、この設計の基本コンセプトとしてまちづくりの集いや各種団体等の御意見をお聞きしながら、今まで設計を進めてまいりました。3棟構成も、そのことを基本として計画しているものでございます。各棟の機能におきましても、できる限りコンパクトで、住民活動のさまざまな利用時間や利用形態にフレキシブルに対応できるように計画をいたしております。

また、管理やメンテナンスにおきましても、棟ごとに単独でも複合的にも管理できる総合監視や自動制御などにより、きめ細かで効率的な管理が行えるものというふうに考えております。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今総務部長のほうから答弁をいただいたのですが、長岡市の庁舎を参考にして内部の施設をいろいろと検討されたということをおっしゃっていましたが、設計図面を見させてもらっても、それは確かに立派な庁舎であります。そういった中で、果たして太子町がそれだけのお金をかけてやる必要があるのかということと、私の情報では、長岡市は10町村を編入合併し、29万人の都市になっております。その中心市街の開発を強行し続けているとお聞きしておるわけでありま

す。

市長は、40万人長岡構想を打ち出しておいて、道州制の導入を公然と主張しております。全国市長会に立候補して3期目の任についております。長岡は、またこの新庁舎を合併特例債といったもので建てられておるわけで、太子町の場合は、全くそういうお金を使わずして全額町民の税金を使われるわけなんです。

そういった中で、先ほど申したとおり、長岡市は確かに中心市街の再開発を進めております。また、テーマには「あすの長岡」として市内のどの地域でも安心して住み続けられるまちづくりの政策、提起を行っております。そういった中、また新潟第2の都市構想があると聞いてもおります。

ただ、果たして、太子町とは町の規模も違い、人口も環境も随分違うわけであって、この件に対して先ほど最後に言った長岡市がすばらしいということも私は認めておりますが、この件についてはまた太子町の全貌ということで最後に私は聞くことにしておりますので、これはそのときに聞くということで。

まず、北川町長は、25年2月の今年の施政方針で、「『小さくてもキラリと光る太子町』に向けて町民の皆さんとの対話を重ね、つながりが感じられるまちづくりに邁進する。」と述べております。そういった考えの中からこの長岡市の建設を参考にして建てられたのか。そういったことから、本当にこれだけの建物が太子町として必要なのかということをお聞きしたいと思っております。お願いします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 長岡市のことは、先ほど申しましたとおりでございます。当然、先ほど申しましたように地域の気候風土、それから県民性、またいろんなことが違うのは承知しております。ただ、人口規模が違うのは、これはもう当たり前のことであって、ただ私どもは長岡市さんのやつをそっくりそのまままねをして持ってくるということ

ではございません。いろんなソフト面、先ほど申しましたように総合受付だとか、一つの事例ですけども円形議場だとか、そういったことを勉強させていただいたわけでございます。

ですから、規模がどうのこうのということで広島のほうへも行きましたし、金沢のほうへも視察に行きましたし、規模云々よりも、どういう考えでどういうソフトでもってどういうことで市民、町民に対応しているか、そういったことを勉強をさせていただいたというところでございます。

私のほうから以上でございます。

**○議長（橋本恭子）** 平田孝義議員。

**○平田孝義議員** この長岡市の庁舎を参考にする件はまた後ほどということで、また質問をさせていただきます。

庁舎建設検討委員会、また議会などでよく言われたのが、先ほども議員のほうから数々出されたコンパクトで無駄のない、後にメンテ管理です、いわゆる後にお金が必要にならない建て方をするのが一番ではないかということがよく言われたわけであります。

そういった中で、3棟の並列の建て方は、出入りが多いわけです、どなたもわかると思うんですけど。こういう出入りの多い建物は、必ず古くなれば亀裂が生じたりとか、いろんな面でお金がかかるということは、これはもう常識であります。

そういった中で、今後メンテナンス費用などを考えられた上でのことなのか、そういった点でどのようにメンテナンス費用など、将来に向けた太子の財政の中から考えておられるのか、そういったこともお聞きしたいと思います。お願いします。

**○議長（橋本恭子）** 総務部長。

**○総務部長（香田大然）** 3棟のコンセプト、先ほど申しましたように「人がつどう、まちがめぐる、太子がつながる」、これは基本設計を行うときに、議員各位も御存じなんですけどプロポーザルでやりました。御存じですね。それをいわゆる神戸市の市庁舎、何十

階建ての1棟の建物にするか、また姫路市、これも近隣では宍粟市もそうなんですけど、いわゆるデコレーション型の新庁舎の設計にするか、そういうことをプロポーザルでもって選別されたわけです。それはもう平田議員もよく御承知のとおりなんですけど。

そういった中で、コンセプトも、何遍も申し上げますが人がつどう、めぐる、つながる、こういったものを採用した、今計画を進めております3棟構成のものが一番点数がよかったわけですからここに至っているわけです。

もう一つの考え方は、都市再生整備事業ということで交付金もいただきますが、斑鳩寺を中心とした歴史的ゾーン、それから文化会館、図書館、歴史資料館を中心とした文化ゾーン、そしてもう一つの地域の核として新庁舎を含めた地域の交流ゾーン、このトライアングルでもって太子町を活性化していこうということは、今初めて申し上げたわけでもありません。従来から、議員各位にも何度となく御説明をさせていただいております。

それから、先ほど申しましたように、管理面でも非常に低層ですので管理はしやすいということは、これはもう当然でございます。単独でも複合的にも管理できる監視体制、そういったものを備えて設計を進めてきたということでございます。

**○議長（橋本恭子）** 平田孝義議員。

**○平田孝義議員** メンテナンスも心配ないと、コンパクトであるということは誰が見てもコンパクトに見えないんですけど、たしか委員会ではちょこちょこコンパクトでということも言われてたのですが、議会のほうのそういった意見も、ただそういうことがあったのに、我々は庁舎の中での議場に関することだけを与えられたという形で今までずっと討議してきたわけであります。そういった中で、今部長が言われたプロポーザルとか交流ゾーンとか、そういうようなことは余り話に入ってきてないんですよ、議会でそういう討議することの中に。そういうことからして

も、これから先、心配しているのは、そういう建て方をしたら必ずお金がかかるよというのは、これも心配することであります。

そういう中で、例えば平成の合併にて統合し、市町村合併ですか、それで各地の庁舎があちらこちらで建てられております。市や町など、何カ所か庁舎を外観より拝見したりとか、また総務委員会では宍粟市、岡山の真庭市など調査に参っております。どこの庁舎を視察しても、何ら不都合のないコンパクトでメンテにお金がかからない建て方だと感じております。建て増しは別として、ほとんどの庁舎が建て方として本来の箱形1棟、宍粟市、真庭市とも、もうお金も25億円ほどの予算で立派な建設をされております。

今回朝来市も、現在の本庁舎の場所に、業務を始める新庁舎建設の基本設計案が正式に発表されております。

竹田城の跡の石垣のモチーフとしたそういった植栽スペース、また和田山の粟鹿神社の直朱門など、そういったことをして、また神子畑選鉱所がありました、山東町のほうには。そういった中、シックなふうの通路とか、カラミ石の、そういった代表するデザインを取り入れてやられても、無駄のない、またメンテにも金のかからない建て方、そしてお聞きしたところ、ここも何か25億円ほどで建てられるそうなんです。

そういった中から、本当に太子が、この前いろいろな審議の中で——後ほどまた予算のことでちょっと追加はないんかということをお聞きしますので、それは後ほどいたしますけど。こういった建て方をしている庁舎が近隣によくあるわけなんです。そういう地域の庁舎、そういった庁舎をよいところを学んで、何で太子町は、そういった今の現社会情勢の中で考えて建てられなかったのかなということが私は疑問を持っているわけでありませう。

そういったことで、先ほどから部長は心配ないと、メンテもしやすいと言われてるんですけど、部長にしても、ここにおられるトッ

プの方々も、めげるときにはもうおられないんです、この役場には。そんなことを考えたなら、責任のことを考えとるんかということをお聞きしたいわけで、その件に、もう一度、部長、お答えください。べっちゃないか、本当にべっちゃないという責任持った発言できますか、教えてください。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） そういう責任問題云々っていうのが、少し感情的におなりになっておりますのでこういう場でお答えはいたしません、しっかりしたものを基本設計、実施設計を踏まえて、基本コンセプトに基づいてしっかりしたものをつくっていくという考え方でございますんで計画どおりに進めていきたいと、そういうふうにご考えております。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 そういう答弁ですけど、町民のほうからよく言われるのが、税金を無駄に使うなど、将来に影響をもたらすので、よりよく考え、そしてそういったことを議員は言ってくれと、もう何をしとんだと言われることがたびたびございます。そういった中で、今回重点的に庁舎問題に対して私は当局にお答えを求めておるわけでありませう。そういった中で、どうかできるだけ、今後負担がかからないようなことを考えてやっていただきたいと思うわけでありませう。

次の質問に参ります。2番、新庁舎建設予算についてであります。

新庁舎建設について、新庁舎建設設計説明書を見る限りで、先ほどお聞きしたとおり3棟建て、中身を見ても本当に立派な設計であります。第5次太子町総合計画の中で想定予算金額が、土地を含み35億円ほどかかるのではないかというような、3月の定例議会にて吉田議員の質問で答弁がありました。大幅に予算が、例えば35億円という想定的な金額が出ておりますが、今後追加される可能性のことがあるのか、それなりにまたいろいろな追加工事が考えられるのか、そういったことを

一度お聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 新庁舎建設におきましては、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計と、いろんな御意見をお聞きしながら、計画に沿って事業を進めております。平成24年12月の基本設計完了時に大まかな工事積算を行い、それに基づき予算の限度額設定を行い、実施設計を進めてきたものでございます。

ただ、ここで申し上げたいのは、基本設計から建設コスト縮減に努めながら実施設計を進めてまいりましたが、御承知のように消費税の5%から8%へのアップ、また安倍内閣による、アベノミクスによる国のいろんな政策の関係上、設計労務単価のアップ、また円安や建設機材一式、鉄工、型枠等のいわゆる建設物価の上昇、これ非常に上がっております。そういった社会経済動向の影響は、確かに受けてきております。今現在、設計審査をしながら設計工事予算の再検討を進めているところでございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 設計審査など今やられ、いろいろと模索されているということではありますが、本当のことを言えば、追加予算は本当はないのかということをお聞きしたいのですが、逆に予算を切り詰めて無駄を省いていただきたい、これが本音なんです。

確かに時期的に物価の変動、人件費などあらゆることは承知した上でお聞きしているわけでありまして。町民にこれ以上負担を押しつけるということはなさないような、やっば建て方というの肝要かなと思うわけで、いつも決算委員会で感じることは、何事においても予算が追加されていることでもあります。決算委員会でも、私も一度ぐらい本当に賛成させていただきたいのであります。

そういった中で、できればやっぱり予算立てた限りはそれ以内でおさめるというのもお仕事ではないかなと思うわけで、これからは

財政運営が厳しい状況の中で、自立したまちづくりを目指し、太子町新行政改革大綱に基づき、限られた財源を有効、効果的に活用し、予算が少ない中で必要に応じた安定した基盤の上に立って、予算に見合った建設を進めていただきたいなど思っております。そういった中で、次の質問に参らせていただきます。

3番、新庁舎建設、これも新庁舎建設に関連した話であります。

そういった中で、いろいろな公共施設がございます。先ほど首藤議員のほうからも質問がございました。内容は聞いております。私は、そういった中で、新庁舎を建てることによってどのような方向性を考えながら公共施設を活用されていくのかということをお聞きしたいなど思っております。

その中で、新庁舎建設に対し必要以上の重きを置き、いろいろな機能を取り入れようとしているが、建設費に見合う町の活性化の望みと他の施設との対応について問うわけであります。

そういった中で、(1)文化会館（あすかホール）、図書館などをどのように今後使われていくのか。

また、(2)中央公民館、体育館など、今後どのように考えているのか。

(3)今現在の福社会館、これは会館がどうこうじゃなくて、説明を受けたときに常勤者、いわゆる勤務されている方が管理部門ですか、一部が新庁舎建設によって異動するといった説明がございました。どのような方が異動されるのか。

そこで、そういう管理部門である管理者が異動された場合に、福社会館の管理機能というものに対して影響はないのか。こういったことに対して、3点をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 3点の1番目でございます。文化会館、歴史資料館、図書館、中央公民館で構成されますふるさと文化村

は、昭和41年に中央公民館、昭和58年に図書館、平成5年に文化複合施設として歴史資料館を併設した文化会館を整備し、段階的に文化ゾーンとして育ててきたものでございます。

ここにおきましても、既存の施設の機能を有機的につなぐため、中庭を中心として施設を配置し、芸術、文化などの新しい文化に触れながら、新旧住民の交流の場として文化ゾーンの整備を行ったものでございます。

新庁舎建設に当たりましては、時代変化に沿って行政との協働による新たな課題解決や住民間の交流が必要と考え、地域交流センターを併設した新庁舎を計画しているものでございます。

1,000年以上の歴史を持つ斑鳩寺を中心とした歴史ゾーンと20年間文化の育成や向上に取り組んできた文化ゾーンとが、新たな新庁舎を中心とした地域交流ゾーン整備でより有機的につながって行って、点でのまちづくりが線のまちづくりになってくるものというふうに私どもは期待をいたしております。

それから、2点目でございますが、中央公民館及び町民体育館におきましては、不特定多数の方が利用される施設として耐震化が課題となっておりますが、既に耐震診断を終えたところもございますけれども、これはいかんせん大規模な耐震補強が必要な結果となっております。今後は、老朽度、また他の公共施設との計画とも見合わせながら、総合的に検討を進めたいというふうに思っております。

それから、3点目でございますが、建設当時、福祉と保健の一体的な施設として保健福祉会館としてスタートさせて、さまざまな業務を行ってまいりました。保健、福祉、介護など、福祉を取り巻く環境も大きく変わってまいりました。職員数も、開館当時に比べ、倍以上に配置いたしており、業務内容も大幅に拡大してきております。

新庁舎機能に当たりましては、既存の福祉会館の管理機能やサービス面も含め、総合的

にお年寄りの方、また障害者の方等が、住民サービスの向上を目指しておりますので、機能低下はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 いろいろ回答をいただいたわけなんですけど、私はそういう回答が欲しくてっていうわけじゃないんです。1,000年続いたから、本当にそのとおりのことをやってくれるのかなということ、今までやっておられないのに言葉尻はきれいなことが多いわけで、私はそういうことを聞いてどうのこうのという気はございません。

ただ、あすかホールですか、図書館などについて私が思うこと、そして庁舎との関連でお聞きしたいのは、地域交流拠点となる交流広場、今度新しくできる、街角書館スペースなど、これもまた書館的な本なんか読める場所も多分できると思うんです、新庁舎に。ほいで、交流スペースやオープンカフェなど、今後運営や内容について検討しますとあり、また人がつどう、これは先ほどからつどう、めぐる、つながるといったテーマの中で新しいオフィスの、言うたら構築を目指しておるわけでありまして。

住民が集う交流広場が新庁舎のほうに構築されれば、あすかホールの活用が今以上に低下するという懸念と、図書館の機能もそれに伴い減少するのではないかということ、私は思う中でこの質問をさせていただいたわけがあります。

そういった中で果たして、太子町の場合は22万平方キロメートルですか、小さなコンパクトな町でございます。一つの町が例えば交流広場、そういうとこに集まれば、必ず少数の方がまたそっちのほうに行くということで、今建てられてるあすかホールなんか、ちょっと衰退していくのではないかなということが懸念された中で私は質問させていただいておりますので、この件について、再度今のことに対してお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） ほかの議員にも申し上げたんですが、そういったことも含めて地域交流センター、それから文化会館、歴史資料館、図書館、中央公民館を含めて、現在教育委員会とどういったあり方か、また新しい組みかえをしなくてはいけないのか、既存のままでは、これは平田議員が心配されるように、ひょっとしたらそういうこともあり得るかもわかりませんが、そういったことにならないように今後話を詰めていくということでございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 考えはお聞きいたしました。

文化会館（あすかホール）建設費用は、48億円当時かかっているわけであって、もう19年という年月が経過しております。

それから、町民が集う施設として知恵を絞り、今以上に活用しなければいけないのに、新庁舎に野外イベントなど必要として建てられれば、今でもあすかまつりなど十分にやっていっているのに、何か2つの場所、いわゆる冠を2つつくるといふ形になるのではないかとということから質問したわけでありませう。

図書館も今以上に活用し、機能させることが先決と思うわけでありませう。

何代か前の陸井町政時代に活字文化を重んじて、みんなが共用されたい思いの中からつくられたのがこの図書館であります。

それと、運営に対しても、私これうわさで聞いたんですけど、東の浦安か西の太子かと、ぐらい有名になった時期がございます。この図書館をもっともっと活用、拡大させることが大切ではないかと私は思うわけで、新しい建物、新庁舎だけに重きを置けば、必ず無駄だけが残って、何か取り残されることになると思うわけで、文化センターをこれ以上に活用する手だてを何か当局としては考えておられるのかお聞きをいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） あすかまつりも盛況で本当にありがたいことだと思っております。

それはそれで一つのいい例と申し上げます。どうか、大方約20年にわたって文化会館できた後にそういった現在も盛況な祭りがどんどんと続いております。

そしてまた、地域交流ゾーンのほうには地域交流広場もございます。いろいろな方が自由に使っていただける書架スペース、喫茶スペースもございます。そういったところはそういったところでまた新しい芽が出て、何々祭りとは今現在申し上げませんが、新しい芽がまたそこで一つ生まれる。そして、先ほども申しましたように歴史ゾーン、文化ゾーン、地域交流センターが点が3つでつながる、そして町ににぎわいが戻る、こういったものを、これは1年や2年で当然できるものではありません。

御承知のようにあすかホールが建ってから20年でやっと今にぎわいのあるあすかまつりができているわけですから、ですから5年、10年、長い年月にわたって、それこそ私どもが口癖のように申し上げておりますが、住民との参画と協働によってそういったまちづくりをしていく一つの新しい拠点、そういったふうにご理解をお願いしたいというふうに思っています。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 確かに部長が言われるとおりで、1日や2日でなし得るということは、確かにそれは痛感しております。あすかホールも19年がたってはやもう20年がまたかかろうかとおぼろげにおぼろげの中で、昔から「ローマは一日にしてならず」ということわざがございます。

そういった中で、本当にあすかホールが、今、年数だけの分どんどんどんよくなっているかというたら、そのようにちょっと考えにくいんですけど、そういった中で、今後そういったことなど企画など工夫され、太子の場合、土曜日とか日曜日は、近隣の人たちが多くこちらに出向いてきておられます。そういった中で、住民一体とそういったことを巻き込んで企画立案、行政だけが考えるんじゃ

なくて、住民の意見も聞きながら一緒に企画立案する、こういったことも今後必要じゃないかなと思いますので、どうかこの件もこれから考えていただきたいなと思います。

(2)の中央公民館、体育館など今後の課題についてであります。どう考えてるかという中で、確かに中央公民館は昭和41年に建てられたと聞いており、かなり年月がたっております。建て方としては、当時の建物としては、これも大勢の方々がよく視察に来られたと聞いております。今も内観は確かに古くなっております。外観からすれば本当にしっかりしております。あと、耐震的なことなど考え、またそういった手を加えて、上段への上りおりに対する手を加えれば、この公民館の機能も果たせるのではないかと私は思うわけです。新庁舎建設には大きな費用をかけずして、早急に何らかの手を加えていただきたい。

体育館に関しても昭和50年代ごろに完成したものであって、公民館同様、町民の皆さんがよく言われるのが、新庁舎にお金をかけずして、無駄のない、無理をせずして体育館とか公民館もいろいろとよりよいように模索したらいいんじゃないかという意見も私はたくさん聞いております。多分行政のほうにもそういった意見も多く入ってると思われるわけです。

そういった中で、僕が今言った、これ提案みたいなもんですけど、どのようにお考えですか、お願いします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 答弁します。

まず、町民体育館について、それから中央公民館についてとお尋ねでございましたが、先ほど総務部長も言いましたように、他の公共施設の耐震化計画とあわせながら総合的に整備しますというまず前提でお聞きいただきたいと思うんです。

そして、町民体育館につきましては、スポーツ系の施設が運動公園のほうにあるわけですから、長い目で見ればそちらのほうにやは

り位置するのが望ましいだろうと考えております。

そして、中央公民館につきましても先ほど総務部長が答弁ございましたけれども、文化会館の機能、それから地域交流センターの機能、それらも含めて考えるべきであって、今現在御利用なさってる方は、それは当然自分たちが利用してる施設を整備してほしいという考えは、それぞれの地区の公民館も含めて一緒です。どの施設もそうですけれども、やはり全体の耐震計画の中で考えていくべきだと考えております。

ですから、中央公民館につきましては、文化会館の機能の中にそういったものもとり込めていけないかなということも柔軟に考えるべきだというふうに考えてるのが現時点の教育委員会担当部局の大まかな考え方でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 新庁舎建設といった大きな買い物をするわけですから、いろんな方向にお金が回らないというのは私もよりよくわかっております。最低限太子町の全貌を一応考えていただいて、やることはやってもらおうと、そういったことをお願いしたいと思えます。

そういった必要性というのは、必ずやらなくてはいけないことであって、もし何かがあったときに、そしたら、ああ、早くやっつきゃよかったなということも考えられますので、できるだけ早急にそういう立案をしながら考えていただきたいなと思います。

それと、次の(3)の今現在の福祉会館、常勤管理部門ですが、これも先ほど部長からお聞きいたしました。これもそちらから見れば単純な質問かと思われるわけで、当然従来どおりであってほしいという考えの中でお聞きしたわけでありまして。それはなぜかというのは、身障者、お年寄りの方々のことなど考えると、これまでのように行えば、それなり変わることはない、手続などですか、そういっ

た管理機能に問題がない、不備がないといったことではないかなという、そちらから見たら何を言うとんやと思うとるかしれないんですけど、年寄り、そういう新庁舎のことを考えれば、立場ですよ、考えれば、そういう必要もないのじゃないのかとするわけで、今後そういったことによって支障が出ないことを願うばかりで、管理者不在になれば、よくある話なんですけど、施設が施設だけに責任の明確だけをはっきりとしていただきたい。

よく言われるのは、働く人たちが手を抜くといったことが生じる可能性もございますので、そういったことをお願いしておきたいなと思うわけであります。

最後に4番、新庁舎建設に対し……。

**○議長（橋本恭子）** 済みません、平田議員、ここで暫時休憩させていただいて、昼から4番目してもいいでしょうか。どうですか。

（平田孝義議員「はい、はい」の声あり）

それでは、この際暫時休憩いたします。

再開は、それでは午後1時15分ということをお願いいたします。

（休憩 午後0時10分）

（再開 午後1時13分）

**○議長（橋本恭子）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、引き続き一般質問を行います。

平田議員、お願いします。

**○平田孝義議員** こんにちは。それでは、再度質問をさせていただきます。

先ほど私の質問の中で、太子町の面積が20万平方キロメートルと私は発言しております。日本の面積が37万平方キロメートル、随分太子町大きくなっております。申しわけないと思います。これ、修正をしていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

それでは、最後に4番、新庁舎建設に当たり住民の暮らしについて質問をさせていただきます。

新庁舎建設に重きを置けば、必ず公共料金

などにどうしても転嫁されるおそれがあり、庁舎が立派だけでは町は豊かになれない。本来の豊かな町は、福祉、医療などが行き届いてこそ、そういった中でそれに伴う産業といった活性化、その中で税に結びつくといった発展してこそ本来の安心・安全の町ではないかなと思う中で質問させていただきます。

かつて、まず避けて通れない高齢化による介護問題、また子育て支援など、無駄を省き、必要とする介護、子供たちの医療費に対する無料化などのことに考え、またそういったことと2番目の新庁舎建設により、太子町をどのような構想の中、導いていこうと考えておられるか、こういったことをお尋ねしたいと思います。

(1)の質問については、前回の定例議会において福祉部長の井手部長より回答を的確にいただいております。

お聞きしたいのは、新庁舎建設に対し、多くの税金を投入することによって、住民初め、お年寄り、子供たちに今後いろんな面で負担、そういった負荷が課せられるのではないかという質問でありますので、その旨の答えをいただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（橋本恭子）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（井手俊郎）** 新庁舎建設に当たりまして必要とする介護をどのように考えるかでございますが、介護保険制度は社会保障の中の大きな柱の一つでございます。必要な施策を介護保険法に基づく制度の中で行っておりますので、新庁舎建設の影響を受けることはほとんどございません。

次に、御質問の子供に対する医療費の無料化についてですが、現在前向きに検討しているところでございます。

ただ、今後の兵庫県の補助制度が将来にわたって継続されるかどうか不透明な中で新たな制度を立ち上げるとすれば、将来的な財源確保の見通しを立て、安定的かつ持続可能な制度とした上で立ち上げる必要があると考えております。そういった点も踏まえまして、

現在前向きに検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 2点目でございますが、住民が主役としてを基本に人が集う施設を目指しております。太子町の新庁舎だけに特化して立派なものをつくる意図はございません。

豊かさとは、心の豊かさを感じてもらうことが大切と考えております。特に新庁舎を活用してどんなサービスが提供できるか、それにはどう整備する必要があるかなど、ソフト的なことから考えて施設をつくらうとしております。町民の方によくなったと喜んでいただけるような窓口の対応として、福祉、医療はもとより、さまざまな企画、立案、実行ができるよう、職員教育も含め、開庁に向け取り組んでまいりたいと思っております。

また、10年、20年たって今の子供たちが立派な大人になったときに、新庁舎が建てよかつたなど言ってもらえるように努力を重ねたいというふうに思っております。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 1番の高齢化による介護問題とか子育ての支援、これに対して今、井手部長のほうから回答がございました。介護に対する影響はないということで、子供の医療費に対してもこれからいろいろと模索しながら考えていくということをお聞きしました。

ただ、今町民は社会保障と税の一体改革によって年金が減額されております。また、来年4月より消費税増税など住民にとって大きな負担のしかかる中で、県のほうでは行革で福祉医療助成に対する削減、また介護保険、健康保険など公益に伴い、今後個人負担が大きく膨らむ要素があるように思えます。

今後の将来に向け、新庁舎建設負担による安心・安全で住みやすい町はそれなりに築けるのかということで私は質問しております。先ほど介護保険、子育てに対しても心配ないということでございました。

そういう中で、子供たちの医療費無料化についても同様で、実現されてないのは、この近隣では上郡、姫路と太子だけになっております。35億円も税金を使うのであれば、7,500万円か8,000万円も投じれば、子供を持つお父さんやお母さん、そういった方々にとっては本当にありがたいことであると考えます。

そういった中で新庁舎の無駄を省き、やるべきことを考えてから新庁舎も建設されるのがいいのじゃないかなと思うわけで、その件に対してはどうなのでしょう、お答えいただけます。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど来から申し上げておりますが、庁舎にかかわって社会保障費等が下がることのないようにもちろんしていきますし、先ほど部長から答弁申し上げましたように、医療費のことについては前向きに検討していきたいと、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今言われるように心配ないということは安心して聞いとるんです。

ただ、太子町の今後の高齢化に向けて団塊の世代というんか60歳から65歳、そういった人口の変動、そういう方々が今現在では19.5%で、平成20年以降、緩やかに増加傾向にあるというデータも見ております。

そういった中で、人口ピラミッドを見ても太子町の場合、60から40歳の人口の方が多いわけでありまして、それらの方々が太子町にはいずれそういう人がどんどんやっばりお年をとればいろいろな医療保障といったような介護問題が生じるのでないかということで、このことを問題視して、私は庁舎に対して質問させておるわけでありまして。

副町長初め、井手部長、また総務部長もべつちよないということを言われてますので、安心はしております。

ただ、これから先どうしてもこういうこと

は避けては通れないことであって、考えていただきたいと思うわけで、先ほど僕が最初に新潟の長岡市に対して、また再度ちょっと質問させていただきまして言ったのは、庁舎内のことだけを参考にしてということでありましたので、少しがっかりしたかなという気がするんです。

長岡市がいろいろな面で町を活性化するための構想を考えておられます。そういったことを長岡市はあすの長岡として市内どこらに行っても安心・安全の町を築こうと頑張っておられます。

そういう中で、太子町もそういった小さい、先ほど22平方キロメートルの中で立派な庁舎を建てるわけなんです。そういう中で、頑張れば、言うたら政策提起などを頑張れば、もっともっと町が活性化するのじゃないかなと思うわけで、そういったことを踏まえて、今後庁舎建設に向けて頑張っていきたいなと私は思うわけでありまして。

それと、あと一、二点聞きたいのですが、太子町の場合は、基金についても相生市、たつの市、宍粟市、佐用町より本町は1人当たりの基金の金額も残高が少ないと。それで、県の平均を見ても1人当たりが12万8,000円に及ぶ。そういった中で、今後何かがあった場合、心配がないのか。

それと、一番気になるのは産業発展、それによって町の活性化などによる税収の拡大、こういうことを考えられているのかなということも同時に庁舎建設につながる形で質問させていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（橋本恭子） 済みません、暫時休憩します。

（休憩 午後1時25分）

（再開 午後1時26分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（香田大然） 先ほどから何回となく言っておりますように、本当に町民の皆

さんが集う施設なんです。我々執務する場は当然役所ですから、それはその場なんですけれども、交流広場があり、交流センターの部屋が確保され、本当に人に集まっていたく場所というコンセプト、これはもう何回も何回も言っております。

ですから、地域の特性、いろんなことがあります。当然私ども行政が主導をとる施策もあるでしょうし、また住民のいろんな方から新しい庁舎ができればこういったこともしてみたい、ああいったこともしてみたいといったような御提案も出てくるはずなんです。そういうものを意図して新しい庁舎をつくらうとしているわけです。

ですから、行政主導型の行事もありましょうし、また住民主導型の行事もありましょうし、そういった意味で本当に新しい施設がにぎわえばいいなというふうに思っております。

長岡は長岡、野々市は野々市、それから広島のどこでしたっけ、そういうところはそういうこのそれぞれの持ち味があるわけですから、私どもは私どもの持ち味を發揮できるように、住民の皆さんと一体になって人が集う、めぐる、そういう施設をつくりたいというふうに考えております。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今のように庁舎建設に対して、関連したことで活性化、いわゆる税収が増えれば、住民が楽になるんでないかということで私は質問したわけで、ひとり暮らしの人とか、そういった国民保険、介護保険が高過ぎて心配されてる方が多い中、お金を増大さすということは、やっぱり大変なことでもあります。

そういう中でそういうことも考えていただきたいという中で、一部の住民の主導でなく、全住民のバランス活用を考えることが大切と思うわけで、新庁舎を建設して何かそういった手だてがあればなということで私は質問させていただきました。

最後に、今県とか国の情勢、それを見て

も、また太子町も今経済に対してアベノミクスによる景気が上向いたと思う人たちが多くいらっしゃると思います。駆け込みにより需要が伸びているだけで、物価の高騰により生活がやりにくくなっております。そういった中で、医療など今後支障を来すという心配もございます。そういった中で、住みよい町にしたいです。

そういうことで新庁舎建設、建てるに当たって無駄を省いて、誰の時代に庁舎を建てたのかと言われたい、悔いの残らない、私たち議員も同様です。町民から苦情が出ないような建物を建てて、そして町をよくするというをお願いいたしまして、私の質問にかえさせていただきます。終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

次に、中藪清志議員。

○中藪清志議員 1番中藪清志、通告に従い一般質問をさせていただきます。

先ほどの平田議員の内容と若干かぶるところもあるかもしれませんが、その件に関しては簡単な答弁でも結構ですので、よろしく願いいたします。

まず、子供の医療費無料化についてですけれども、先日来一般質問、また予算決算の委員会で何度もその件に関しては質問させていただいております。重要なことなので再度確認させていただきたいんですが、過去の答弁の中で、県の補助が26年度で終わるので、その動向を見たいということでいただいておりますが、先日のあすかふるさとまつりでも、町長が太子町は年少人口比率が県内でもトップクラスの若い町であるとメディアを通じてPRされておられました。

また、余談ですが、先日私の知人が太子町に来られて——カメラマンなんですけども、来たときにも、至るところに子供たちがいるということですのでびっくりされていたのを私も間近で見しております。

太子町をそのような形でPRするということは、やはり若い子育て世代をサポートする

必要があると思いますし、すべきだと思います。

そこで、1つ目に現状でも過去の答弁内容と認識は変わらないのか、こちらは先ほど前向きにということがありましたので、その理由等があればまたお伝えください。

2つ目に、今まで実施していない判断基準となる金額と理由を問います。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 先ほどの平田議員の御質問にもお答えをいたしました。年少人口比率が県内でもトップクラスであるという本町の特性、また子育て支援に対する住民ニーズの高まりを踏まえ、子育て施策の一層の充実はもう当然必要であると考えております。

その一環として子供に対する医療費の無料化についても、現在実施に向けた前向きな検討を進めているところでございます。

次に、2番でございますが、必要となる事業費はどの年齢までを無料化の対象にするかという問題と関連してまいります。24年度決算をもとに試算いたしますと、仮に中学3年生までを無料化対象とした場合、年間で約5,000万円の一般財源が新たに必要となってまいります。就学前の児童を対象とした場合だと約2,800万円、また3歳までの乳幼児を対象とした場合だと約1,300万円の一般財源が必要となります。

これらの費用は単年度のものではなく、実施するとすれば、毎年度必要となってくるものですので、安定的かつ持続可能な制度とする観点からも、中・長期的にこれらの財源が確保できる見通しが立たないと事業を立ち上げることはできません。しかし、子供の医療費無料化は子育て支援の一つの柱であると考えますので、現在実施に向けた検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 答弁内容はわかりました。また、県等々の補助の兼ね合いとかもあると

思うんですが、先日来、県の行政構造改革等もメディアで取り上げられてたと思うんですが、そういったところも考えながら検討していくということでもよろしいのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） はい、そのとおりでございます。

○議長（橋本恭子） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 わかりました。部長のお話にもあったように、重要なことでありますし、ニーズは高まっていると思いますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思えます。

続きまして、観光振興についてに移らせていただきます。

産業経済課には商工観光係がありますが、観光協会に補助金を出しています。予算決算委員会で質問しましても、委託に近いような形でお任せ感をすごく感じる答弁となっているんですけれども、その考え方を問います。

1つ目に観光協会との具体的なかかわり方、2つ目に観光協会に補助金を出すことでどのような効果があるのか、また得られていると実感しているのか、3つ目に周辺都市が大河ドラマ、ゆるキャラ、御当地グルメなどでPR合戦をしています、太子町の観光への考え方はいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、観光協会とのかかわりでございますけれども、観光産業の振興を目的に観光協会が設立され、会費収入と町からの補助金で運営されております。

観光イベントの開催、共催、観光名所などの案内、観光客の誘致、観光のための広報活動など、本来町が行うべき観光行政について協力連携するとともに、情報を共有しながら観光振興に努めております。

具体的な例としまして太子あすかふるさとまつり、西播磨フロンティア祭、3町共同事業等を実施しております。

次に、補助金を出すことですが、先

ほどもお答えした中にもありますとおり、町が行うべき太子町の魅力の発信、多様な歴史、文化の向上等、観光を通じて人々が集い、多様な人々の交流を促進し、地域の活性化並びに文化の向上を図ることを目的に観光協会と連携して取り組んでおります。

最後に太子町の観光への考え方ですが、太子町には聖徳太子ゆかりの斑鳩寺や榜示石などの歴史・史跡、太子会式やあすかふるさとまつりなどの観光イベント、たいし君、あすか姫のゆるキャラ、太子みそ、イチジクスイーツなどの特産品、またその特産品を活用したグルメなど、町の魅力を発信し、観光を通じまして住み、また集う人々が誇りと愛着を持てる魅力的な生活しやすいまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 まず、観光協会とのかかわり方の中でなんですけれども、例えば議会でこういう意見が出た、あすかまつりに関しては小委員会等々があるので、そちら側から意見が行くと思うんですが、議会の中で意見が出たことというのはしっかりと反映というか伝えていただいているのかどうか、単純に補助金を出しているだけなのかというところの確認をお願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然予算決算の段階でいろいろと御意見をいただいておりますので、ホームページの更新であるとか、そういったさまざまなことについて依頼をし、また実施するよう指導しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 観光協会に関しましては、商工会の職員さんが兼任で行っていると思うんですが、周辺地域との兼ね合いですか、これから太子町をもっと観光に力を入れるというふうに思うのであれば、さらなる予算、また人員の増加が必然的に必要になっ

てくるかと思うんですけども、そのあたりについてのお考えはいかがでしょう。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 予算面につきましては、以前はもっと多額の補助金を出しておりましたが、時代とともに減らしたような状況がございます。

そういったことからもおわかりいただけると思うんですけども、できれば観光客を誘致したいという考えはあるんですけども、ただやっぱり史跡というか、そういったものがまばらでありますし、そういった観光客を受け入れるような体制もなかなかとれていない状況で、そういう中で太子町の魅力を発信し、聖徳太子ゆかりの町が奈良だけではなく、兵庫県の太子町にもあるというようなことをPRしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今の中でもあったんですが、観光する場所がまばらであったりとか、いろいろあるかと思うんですけども、その中でも観光ボランティアさんの高齢化、年間何回かボランティアさんが一緒に回られるという話も聞いているんですけども、その中でボランティアさんの高齢化など課題があると思うんですけども、そこは何かサポートをしようと考えているのか、またそれ以外に何か共有している課題というのがあるようでしたらお願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ボランティアさんにつきましても、当初は、はい、私がやるというような感じでお受けいただいたんですけども、その方々がどんどん高齢化になりまして、なかなか後任者が育たないという状況もあるのは存じておりますけれども、そういう人材を見つけるというのもなかなか難しいところがありまして、何とか刷新してそういう形を打ち破りたいなというふうには考えておりますので、今後いろいろなことを考

えながら観光ボランティアの若返りを図りたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 観光協会、1名さんですとか、町当局の中での観光係の方1名とか、あとなかなか行政主導だけでそこを盛り上げていくっていうのは難しいところであるかと思えますので、何か太子町、まばらですけど、それなりに見るところとか、あと有名な斑鳩寺初め、宮本武蔵のところもありますので、そういったところで少しでも盛り上げていける、単純にそこを見ていただくだけでなく、何か違ったPRの仕方みたいなもの、その他団体も含めて一緒に検討して、研究して、盛り上げられるような体制づくりというのに努めていただければと思います。その件についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然太子町としましても、世の中の皆さんに兵庫県太子町ここにありというような形でお示ししたいというふうに考えますので、いろいろと努力したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 では、次の質問に行きます。

学校園の遊具老朽化について質問させていただきます。

町内の小学校の遊具で点検後ふぐあいが見つかつたが、修理できずにロープなどを張って長期間使用禁止にしているものがあります。子供たちの身近にある遊具が使えないのはかわいそうであるとともに、ロープなどで使用禁止にしている、子供のことで、登ったりして使用し、けがをする危険性があるかと思えます。

25年度予算書にも遊具の点検委託料、また幼稚園管理費、学校管理費の中に事業費、修繕料の項目もあります。

そこで、3点確認いたします。

まず1つ目に、定期点検は行われているのか。実施しているなら点検の頻度、点検の箇所総数をお願いします。

2つ目に、点検後、現在使用禁止にしている総数は幾つありますでしょうか。

3つ目に、修理をそもそもしていない理由を、この3点をお願いします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 学校園の遊具対策につきまして3点御質問がございました。まず1点目ですけれども、遊具の安全点検については、児童・生徒の安全確保を図るため、一般社団法人日本公園施設業協会による遊具の安全に関する基準をもとに遊具の設置業者に委託しており、昨年度は年度末の実施段階において当該設置業者が急遽廃業されるということになったため、やむを得ず実施することができませんでしたが、例年は年1回、全ての遊具について実施いたしております。

そして、本年度は町内に営業所を持つ新たな遊具や器具の専門業者が営業を開始すると聞いておりますので、その専門業者に点検を依頼したいと考えており、現在その日程調整等を行っているところでございます。

お尋ねの点検箇所数につきましては、平成23年度の実績で申し上げます。町内全学校園で121カ所ございました。そのうち危険度が高く、ふぐあいがあると指摘されたのが7学校園14カ所ございまして、現在安全が確保できないため使用禁止としているところは2学校園5カ所でございます。

遊具は成長段階にある子供たちが心身ともに健全に育つために必要な学校園施設の一つであるため、現在使用禁止としている遊具を初め、腐食、摩耗、破損、劣化等で安全確保が不十分な遊具については直ちに修理修繕を行って、安全確保に努めなければなりません。費用も高額になることや、先ほど申し上げましたとおり、専門業者である当該設置業者が急遽廃業するというアクシデントがございまして、安全のために使用を制限しておるわけでございます。

いずれにしましても、本年度は12月10日、12月11日の2日間で早急に点検を実施し、と申しますのは、町内の新たに廃業された方と連絡がつかずして、日程調整もできずして、点検を実施して必要なものは随時予算を確保し、修繕してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 急遽業者さんが点検前に廃業されたということで、できなかったという形なんですけれども、やはりなくなったからできないから1年置いておくとか、そういうのはなかなかよい状態ではないと思いますので、そういうときのために何かすぐに動けるような手だて、違う業者さんをすぐ探していただいたりとかして、命にかかわることですので、気をつけてやっていただきたいなというところなんです。

また、済みません、ちょっと聞き漏らしたかもしれないですが、老朽化がひどいものに関しては撤去も含めて考えるということでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 撤去というものではないですけれども、できるだけ修繕をしたいと思います。

あと、老朽化の関係、私そのように申しましたか。ちょっとそういう趣旨では申し上げておりません。

いずれにしましても、やっぱり不備なものは、子供たちが安全を確保する上で大変危険でございますので、そういった上でなるべく早急に直したいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 僕も学校とか行ってよく見かけたりするんですけれども、やはり子供たちが遊ぶ中で、ずらっと並んでいる中でそれだけ使えないとか、あと逆に本当にみんなが使っている中で、よそのほかのものが使えないのでそこを使って何か起きてしまうと、もうとんでもないことになってしまうので、予

算の兼ね合いもあると思うんですけども、命にかかわることだと思いますので、そこは修繕するという感じで優先順位というのは高いんじゃないかなと思うんですけども、優先順位でいくと早く直していただきたいというところもあるので、例えば通常ではないんですけども、ふるさと応援寄附金を使って直したりすることはできないのかというふうに思っています。

ふるさと応援寄附金の使い道にある4つのコンテンツのうちの一つが、未来を担う子供たちを支援する事業に当てはめられて考えられると思うんですけども、総合的優先順位をつけるという意味と、あと寄附金の利用についての考えは、これいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） ふるさと寄附金の運用の所管元ではないわけですけども、先ほど議員がおっしゃったように、やはり未来を担う子供たちを支援する事業という大きな基金の設置目的にもかなうことでございますから、教育委員会としては決してぜいたくな使い方はしないんですけども、今議員がおっしゃったように、最小限度の安全性の確保はきちっとやりたいという意味では、議員の提案は検討させていただきたいと思います。最終的には基金の管理者は別の課長でございますから、その課長との調整が必要になってまいりますけど、教育委員会としては、そういうことはいいことだなと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 少しでもやはり子供たちから危険、また安全を守るという意味で、今次長おっしゃられたんですけど、ほかの課ですという話もあるかと思うんですが、何とかそこは子供たちを守るということで行政オールになっていただいて、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

これで一般質問を終了させていただきます。

○議長（橋本恭子） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

次に、服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、お手元の質問要旨をもとに質問いたします。

1、水かさが増した際の町内浸水箇所を改善すべき。

平成25年9月4日の大雨により、町内で通行規制がなされた箇所が12カ所ある。以下の箇所の改善について、今後改善していくべきだと思う。今後の浸水対策を問う。

(1) 東南392-3、さくらやから東へ300メートル付近。

(2) 原池自治会入り口。

(3) 東南392-3、さくらやから東へ100メートル付近。

(4) 東南568-4、西川組北側。

(5) 田中公民館東側、ふれあい広場南側。

(6) 中出クラブ北側及び中出ハイツ東西周辺。

(7) 矢田部4-4南側。

(8) 蓮常寺信号北側。

(9) 立岡23-1西側及び立岡6-6東側（2カ所）。

(10) 天満山237、サイクルショップ東側。

(11) 下出太田郵便局西側道路から山陽新幹線高架下道路及び太田1729-4東側（2カ所）

(12) 太子西中学校北側。

上記12カ所の個々の対応を述べられるのが望ましいが、現状で個々の箇所について具体的答弁がしづらい場合は方針を述べられたい。あるいは述べるができる箇所については具体的に述べられたい。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） それでは、方針のほうを述べさせていただきたいと思いません。

御指摘をいただいた箇所は雨水幹線や道路に付随した構造物がありますが、いずれにせよ先ほどの森田議員の一般質問の答弁と同様に、今後早急に下流側の方々とも協議を進

め、現在の浸水状況や費用対効果を踏まえた雨水幹線整備計画等を策定し、計画的に浸水箇所の解消に向けて整備していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 雨が降ってからどれぐらいの速度で水かさが増してるか、その辺について、今部長が把握しておられることを、ここで御披露いただいたらありがたいと思うのが第1点と、それから2点目、午前中の同僚議員に対する答弁の中でもそういう雨水幹線の整備等の方針、また姫路市などとの関係団体の協議等のことを触れられてるわけですが、そこまでは言えるわけですが、もう少し具体的にそれではここ二、三年のうちにそういう協議をしたいとか、実際問題当局側にすれば予算のこともありますので、そういったことが手当てできない段階で具体的なことはなかなか言いにくいことはわかるわけですが、今の答弁でありますと、ちょっと余りにも簡単過ぎますので、具体的に、例えば大ざっぱな事柄について二、三年中には方針を決めたいと思うとか、二、三年中には姫路市との交渉を完了させたいとか、そういった事柄について述べていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） どれぐらいの雨でどうなるかということでございますけれども、私、雨量計とか持ち合わせておりませんので、時間当たり何ミリ降ったらどこそこがどれぐらいになるというのはそのときの雨量によって非常に違います。

先ほどの9月4日の分にしましても、一時的に多量な雨が降ったことによって増水しておりまして、あれが時間当たりもっと少ない量で長時間降っても、なかなか浸水には至らないということがありますので、今一概にどれぐらいの雨でどうだというのは、私も表現の仕方が難しいので、できかねます。

またあと、対策、方針についてでございま

すけれども、森田議員のときにもしゃべらせていただいたんですけども、兵庫県のほうが兵庫県総合治水条例というものを施行しております。大津茂川水系にかかわりますところについては、今年度、中播磨県民局のほうで総合治水推進協議会というのを立ち上げ、計画を立てております。また、揖保川水系につきましても、西播磨県民局において本年度または来年度より総合治水推進協議会というものを立ち上げ、計画を立てる準備を進めております。

また、兵庫県の総合治水条例の主な内容としましては、できるだけ今の現状であふれるようなところがあるのであるから、今のままで何とか対処しようというのが目的でありまして、まずその出たところ、出たところで水をためる、それを地下に浸透させる、それからあとは雨水対策として、次には浸水が発生した場合、被害の軽減を図るためにその対策を練るとか、そういったことが一応県の治水条例のほうで定められておりまして、それに基づきまして計画を策定し、浸水に備えるというような形で現在進んでおります。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 部長のほうでどれぐらいの速度で水かさが増してるのか、この場所においては把握されていないということでした。

担当部署に戻られて担当課に聞かればあるのかもしれませんが、具体的に言いますと、これはこのたびの9月4日のときに、例えば（12）の太子西中北側のところでは、これは住民の方が雨が降り始めてどれぐらいで水かさが上がるかを実際にはかっておられた方がおられまして、その方が私に言われたんですけども、15分で西中の北のところの橋のところに水がもう上がってくるということで、もちろんそのときの雨によって違うんですけども、従来に増して短い時間で水かさが増すことがあると。

また、ほかの住民の方は大分前から役場のほうにこういうことの改善をお願いしてきて

いるんだけど、何ともなっていないんだと、そういう声も聞いたこともあります。

午前中の森田議員の御発言の中でも、もうお聞きになってわかりだと思いますが、強い思いで熱心におっしゃっていたと思います。私は、そのように森田議員の御発言を受け取りましたし、また地域の中でもそういう思いがあるわけです。

現状としては、実際にこれは改善するのが難しい部分もございますので、ここの質問の最後に具体的答弁がしづらい場合は方針をと書いとるわけですが、しかし今おっしゃったのを聞くと、もうちょっと、何も真剣になっておられないと言うつもりはないんですけども、もう少し現状、住民の方の強い思いがあるという認識の上に立って、これからこれを具体的に、単なる方針だけではいけないと思います。具体的にどのようにやっていくか、やっていける面があるかについて考えていただいて、施策を実施していただきたいと、そのように思いますけれども、担当部長、いかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 服部議員の御質問にもありますよう、この表においても12カ所ですか、いろんなところで浸水しておられるというのは、町のほうとしても把握はしておりますし、以前から似通った地区で浸水してますという情報もいただいております。

ただ、森田議員のときもしゃべらせていただいたんですけども、費用と時間がかかりますのと、当然下流側からしていかないと、上流からしたんでは、また下流側へ浸水が広がっていくというようなこともありますので、それと太子町におきましては、市街化が大分進んでまいりましたので、そういった水路の確保というのも非常に難しいし、また地面といいますか、道路に埋設するにしても、NTTであるとか関電であるとかいろんなそういった施設がありますので、一朝一夕にここに幹線をしたらそれで解決するという問題ではございませんが、町としてもそんだけ浸

水した箇所があるというのは十分に把握しておりますし、できるだけ解消したいというふうには考えておりますが、なかなか進まないという現状も認識していただいて、町のほうとしても最大限の努力をしたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 なかなか具体的に進めるのが難しいということはよくわかっております。ですから、私も住民からこれを言われたときに、簡単にできますよなんて答えてはおりません。

しかし、特に最近の気象によって急に雨の量が増えることがあり、いろいろ問題が生じて、問題といいますか、災害が生じてる地域が全国にあるのは御高承のとおりだと思いますので、できることから少しずつ具体的に改善をできるものについてはしていただきたいと思います。完全にこの事柄が全ての地域にわたって解消し切れるということは実際には不可能かもしれませんけれども、努力をしていただくようお願いをしておきます。

2点目に行かせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチンの積極的接種勧奨の差し控えについての自治体勧告を受けて、本町はどう対応しているか、お尋ねします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 平成25年6月14日に厚生労働省からの通知を受けまして、厚生労働省作成の積極的接種勧奨差し控えチラシというのが配付されました。これをもちまして自治会での回覧をお願いいたしました。

また同時に、町ホームページにて子宮頸がん予防ワクチンの有効性とリスクを理解した上で受けていただくよう住民に周知をいたしております。

また同時に、たつの市・揖保郡医師会と協議をいたしまして、実施医療機関において接種希望者に対し、ワクチンの有効性とリスクについての十分な説明を行った上で接種する

ようにということで協議もしております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今の御説明でありますと、接種のときにきちっと説明してるので、問題はまずなかろうかということで認識しといてよろしいですか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 今年の実績でいいますと、実際14人の方が接種はされております。ただ、これらの方については当然2回目、3回目と、1回目接種してるから、2回目、3回目続けて打ったというふうに聞いております。

ですから、これも医療機関において医師からの十分な説明の上で納得されて接種されたものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 3点目行きます。

3、改正耐震改修促進法への対応をどう考えているか。

改正耐震改修促進法と改正内容に対する町の見解を述べられたい。同法による本町施設の具体的影響と問題点はあるか。あれば対策は。本町は耐震改修促進計画をどう進めていくか、具体的に述べられたい。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 耐震改修促進法の改正により、不特定多数の方が利用する施設や緊急輸送路等の避難路沿道建築物、都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物などのうち、昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準により建築等が行われたものの所有者には、耐震診断を行い、その結果を報告する義務を課すこととなりました。

また、建築物の耐震性は建築物の外観から知り得ることは困難であることから、危険性を周知するため報告された耐震診断の結果について、所管行政庁が公表することとなります。

太子町耐震促進計画は建築物の耐震改修の

促進に関する法律の規定に基づき、国の方針及び平成19年3月に策定された兵庫県耐震改修促進計画を勘案し、平成20年3月に策定しております。

兵庫県の計画に準じて定めた多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度末に92%とした目標を設定し、耐震化に取り組んでおります。対象となる施設は、学校、体育館、公民館、庁舎などの階数3階以上、かつ延べ面積1,000平方メートル以上の建築物が対象になり、既に学校は全て耐震化が完了、残りの対象施設につきましても全て耐震診断は完了し、老朽度も検討しながら耐震化の計画を進めております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 最後に述べられた残るところについて計画を立てて推進していくということについて、もう少し具体的に答弁ください。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） お答えします。

今回の改正により新たに診断を必要とするのは、太子町地域防災計画で避難所の指定をしている公民館の4地区館と南総合センターの5施設でございます。

これらにつきましては成26年度に耐震診断と改修実施設計委託を行いたいと考えております。そして、その診断結果を踏まえて、各施設の整備方針、整備手法を決定していくという考えでおります。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 わかりました。今、診断の報告のことを言われました。報告期限については期限がございますので、そうするとそれをどのようにやっていこうということについては、この段階ではちょっとまだ言えないという、具体的に何年ごろとか、そこまでは予算もあって言えませんか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 議員もおっしゃっ

たように、やっぱり予算が要ります。それと、耐震診断を仮にやっただとして、その結果、内容が思ったよりも悪いような場合は、緊急度の関係もありますので、計画どおりなかなかうまくいかない場合も出てまいりますので、やはりまずは診断をして、その脆弱さの程度によって考えていくということになります。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 わかりました。では、よろしくをお願いします。

4点目です。新庁舎に合わせて職員組織に変更を検討しているか。現在の組織を見て、この際新庁舎建設に合わせてどこかの組織を改編する意思はあるか。あるとすればどのような部署で、それはどのような考え方に基づくかを述べられたい。

午前中から、またあるいは庁舎のほうの特別委員会でも述べられてる部分もあるわけですが、それ以外にあるのかも含めて、また理由についても明確に御答弁いただけたらありがたいです。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 現在、本町の保健・福祉分野につきましては、役場本庁舎の町民課で国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、それから国民年金、また社会福祉課では地域福祉、児童福祉、障害者福祉、それから保健福祉会館のさわやか健康課では老人福祉、介護保険と、距離の離れた2カ所に配置されている状況でございます。

このことから、例えば介護保険のことで役場の本庁にいられた町民に保健福祉会館を案内する場面が生じるなど、不便をおかけしている面があることは否定できないところでございます。

新庁舎建設の際にはこれらを整理して、保健福祉会館に設置するのは、会館管理、老人福祉センター、保健・衛生部門として、それ以外の福祉・保健部門は本庁に配置することで、各種の事務や相談業務の連携がとれ、住

民サービスが向上するよう検討しているところでございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今、福祉関連の事務事業について言われたわけですが、おっしゃらなかったからほかのことはないと思うんですが、この機会に何かほかのことをこういうふうに住民サービスを考えて、こういう部署を設けてとか、そういったことについては今はお考えになってないのでしょうか、それだけ御答弁をお願いします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） これも新庁舎特別委員会の中でも報告いたしておりますが、総合窓口、こういうものを設置して、窓口へ来られて、お客さんがまごまごしないですと手順がとれるといったような総合窓口の配置も検討いたしております。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 総合窓口については一つのよい考えだと思います。

過日、明石市役所に行く用事があったんですが、受付の方の対応も非常によく、物腰も非常によく、どこの部署から来られているんですかとかいろいろお伺いしたわけですが、またほかのところはほかのところのやり方とか、近くではたつの市さんとか、それぞれのやり方をされております。

本町においても、住民の方が来られて、気持ちよい感じでそれぞれの部署に行くことができるように十分対応していただくように申しておきます。

続きまして、5点目です。

新庁舎建設（地域交流センター、中央交流広場、街道交流広場を含む）に合わせて職員が仕事をしやすくし、町民サービスが向上する工夫をどう考えているか。

現在進行中の案を見ると、職員のデスク周りが現在よりゆとりがそうあるとは思われません。職員を甘やかす趣旨で発言するものではありませんが、少しデスク周りが狭くて気の毒かなと思います。会議室や町民との話し合

いブースなどについては従来より充実すると思われませんが、職員の身の回りを本当に仕事をしやすくするよう計画されるべきだと思います。それが町民へのスムーズな対応になります。

こういった観点から、庁舎建設が決して職員のためでなく、町民の立場に立ってなされている面があると本当に思う面がありますが、職員が仕事を町民の立場に立ってしやすくする工夫をどのようになされようとしているのか述べられたい。

費用はもう少し安くできないかというのが私の本音ではありますが、この質問5では上記の点を答えられたい。

基本コンセプトとかそういったきれいな言葉を並べるのではなく、わかりやすく言って、(1) どのような点を配慮して建設しようとするか、(2) そのためにどのようにしようとしているか、(3) 町民には庁舎という場所をどのように使ってもらおうと本気で考えているか、そういった観点から答弁いただきたいと思います。

新庁舎建設に合わせて複数の信用金庫のATMの設置あるいは共用できるATMの設置を行ってほしいとの町民の要望がありますが、いかがでしょうか。また、そのようなソフト面で町民に配慮したものがATM以外にほかにあるか、あればどのようなものか述べられたい。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 執務環境への配慮といたしまして、限られたスペースの中で最大限にゆとりある空間を確保するため、フレキシブルに対応できる執務レイアウトとしながら、情報機器や書類の集約化を図り、執務空間に自由度を持たせる工夫を行っております。

また、心理的に広がりのある執務空間を創出して、来庁者の目線で働きやすい執務環境を心がけております。

現在は会議室やミーティングスペースが少なく、繁忙期には事務打ち合わせの場所がな

いため、時間調整を要することもあるため、新庁舎では各階に十分な部屋数を確保することで、職員間のコミュニケーション効率の向上を図ることができると思われま。

また、町民サービスが向上する工夫としては、広くなる庁舎のフロア案内などを行う総合案内窓口の創設や、現在は町民課で交付している住民票や戸籍、印鑑証明に関する証明書のほか、税務課で交付している所得や課税に関する証明書も交付できる窓口の創設を考えております。さらに、窓口付近にプライバシーに配慮した相談コーナーや、待合ロビーにキッズコーナーを設け、気軽に相談や立ち寄れる環境づくりを行います。

新たな機能となる地域交流センターでは、住民の方々との共同作業や談話スペースとして、またインターネット環境を整備してさまざまな情報検索や学生の自習スペースとして活用いただける場所を提供したいというふうに思っております。

金融機関のATMの設置につきましては、現庁舎に設置中のATMを移設する意向がある兵庫西農協以外の町内の金融機関、これはみなと銀行、ゆうちょ銀行、兵信、西信、播信、姫信に対しまして今年4月に意見照会や協議を行いました。コンビニでのATMサービスの拡充方針や設置経費、管理経費面で合意には至っておりません。したがって、2台目のATMの設置は今後の課題となっております。

ATMのように機器を用いる行政サービスにつきましては、コンビニでの証明書交付も検討いたしております。これは国が今言っております社会保障カードの導入時期との調整が必要でございます。今後、具体的に詰めていく見通しでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 御答弁の最初のほうの中で、心理的に広がる空間という言葉だっと思うんですが、これ職員によっては、場所によっては後ろ、通路、大丈夫かなと思う、図

面上のことですけれども、私たちが見れてるのは大ざっぱな図面、配られたものしか見てないわけですが、これ職員の立場にすると、心理的に広がってるのかな、どうなのかということを感じる面がありまして、今の心理的というのはどういう意味ですか。職員ですか、町民が心理的に広がるという意味ですか。職員が後ろ、椅子を前にちょっとずらさないと通りにくいとか、そういったことないのかなと、率直に心配になったのでお尋ねいたしますが、いかがですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） おっしゃるように図面も提示いたしておりますが、確かに職員の後ろを通る際には現在と余り変わらないと、空間です。何センチかわかりませんが、多少は広がるのかもわかりませんが、さして今とは変わらないと思います。

ただ、正面を見たとき、いわゆる天井高、そういった問題、それから執務棟の南から北までの奥行きの問題、こういったことは現在の庁舎からすれば少しは心理的には職員自身が楽になるのではないかと思います。

それから、先ほどは答弁いたしてませんが、例えば今正面玄関、お客さんが入って町民課なり社会福祉課の窓口、その間が非常に狭いです。そういう意味からすれば、新庁舎においては玄関入っていただいて、それから相談ブースや受付窓口まで距離がありますので、その辺についても、お客様自身のほうも多少は現在よりも心理的にはゆとりを持っていただけるような内容になっているというふうに思っております。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 せっかくですから、職員にも張り切って、これ甘やかすために言ってるんでは全然ありませんよ。張り切って仕事をしていただける、そういう場であってほしいと、私は思っておりますので、これを申しております。

そういうことについても十分御配慮いただいて、誰しも働く場所で力いっぱい社会のた

めに働けるようにしていただくよう御配慮をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、ATMの件ですけれども、私も町民に聞かれたときには、今おっしゃったように設置に関して費用がかかり、また維持費がかかるものですから、これ金融機関にすればマイナスにどうも設置したら、つまりお客様がどれだけ利用されるか、近くにコンビニがあれば、そこを利用されたりということで、なかなか難しいのかもしれませんが、という趣旨のことは答えたことありますが、わかりやすく言いまして、そういった費用、採算面との関連で、現状ではなかなか難しいというふうなお気持ちでいらっしゃる判断しというてよろしいでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 農協さんは気持ちよく置いていただけます。それから、電気代なんかも農協さんに御負担していただきます。それは了解済みです。

ただ、信用金庫につきましては、ある信用金庫さんなんかは月30万円下さいなんです。ATMを置きますから、役場側から私どもの信用金庫に月30万円下さいというふうな信用金庫もありました、名前は申し上げませんが、ですから、そういったことも考えると、信用金庫さん、非常に厳しいかなというふうに思っております。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今言われたとおりのので、ただ共用でという方法もあるかもしれませんが、ただこれについてもなかなか難しいかもしれませんが、もし可能であれば、状況が許すのであれば、設置をしてほしいという町民の声もありますので、御検討いただきたいと、御検討といいますか、可能かどうかを含めて御検討いただければということでもあります。

続きまして、6点目ですが、新庁舎総事業費約35億円を少しでも縮減できないか。

新庁舎総事業費約35億円は高いという意見

が町民の中にある。少しでも縮減できないか。コスト縮減のために、これから具体的にどう工夫しようとするか述べられたい。

最終的に補助金はどの程度もらえる見込みか。見込みで結構でございますので、最終的に起債は何年返済で、年間どれくらいの元金利子をそれぞれ返していくことになりそうか。なりそうかで結構でございます。いかがですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） コスト縮減に関しましては、基本設計段階より可能な限り各種使用の見直し等を行い、建設コスト縮減に努めながら実施設計を進めてまいりましたが、消費税の増税決定やアベノミクスによる景気回復施策、国の設計労務単価のアップ、円安や労務費アップに伴う建設物価の上昇など、社会経済動向の影響があらわれてきております。

また、イニシャルコストのみではなく、長期的なライフサイクルコストの経費試算を行い、ランニングコストの低減につながる各種仕様の決定を行っております。

また、新庁舎建設事業費につきましては、現在のところ用地購入費である約5億円を除くと、約30億円の財源の内訳について大枠を御説明いたしますと、補助金、これは交付金です、交付金が約2億円、基金が財政調整基金と公共建設基金を合わせまして12億円、起債は16億円でございます。起債の返済につきましては、現在のところ借入利率を年利1.8%、償還期間を20年、据え置き3年の元利均等償還で計算をいたしますと、年間の返済額は約1億1,000万円となるのがきょう現在の大体の数字でございます。

念のために申し上げますが、最終的にこれ事業費が確定しなければ、起債額、それから交付金、一般財源の内訳も定まりませんが、現在の見通しというところで御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 もちろん今はそういう見込

みでしか言えませんので。

それで、確認ですが、私が聞き漏らしてたら申しわけございません。毎年1億1,000万円というのは元利合わせてとおっしゃったんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 元利で約1億1,000万円ということでございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 細かいことで申しわけありませんけど、元金と利子それぞれ大体どれぐらいなってるんですか、これ。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 元利均等ですので、同じぐらいと思ってもらえば結構でございます。

○議長（橋本恭子） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午後2時25分）

（再開 午後2時25分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 わかりました。

では、7点目に行きます。

中学校ではどの程度非行・問題行動があり、どう指導しているかについてお尋ねいたします。

この質問に入る前に、太田地区学校地域連携普及推進研究協議会が、その活動を文部科学省から表彰されまして、おめでとうございます。この後は少し厳しい御質問になるかもしれませんが、一方で教育委員会も頑張っておられることには敬意を表しておきたいと思います。

(1)本年、体育大会の日に太子西中学2年生2人が喫煙していたということで、体育大会途中で生徒は帰宅させられた。私は、当日西中の該当生徒以外の保護者から現状を知ってほしいと連絡を受けた。数日後、教育委員会管理課に確認したが、その時点で教育委員会は把握していなかったもので、太子西中に確

認してもらって事実であると確認した。

中学校でたばこを吸ったり、所持している帰宅させられるケースはどの程度あるか。中学校から毎月まとめて報告があるとのことだが、西中、東中別に各月の件数を述べられたい。また、それらに対する指導の状況、改善の状況を述べられたい。今年状況で結構です。

(2)喫煙及びたばこ保持以外にどのような非行・問題行動が実際に学校現場で生じているか。その指導をどのようにしているか。刑法犯行為（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損。それぞれについて学校内及び学校外）、虞犯・不良行為（深夜徘徊、家出、無断外泊、金品持ち出し、不純異性交遊、飲酒、喫煙、薬物乱用、けんか。このうち喫煙は(1)で別途述べられているので、(2)のところでは述べていただかなくても結構です）、無免許運転、その他について、主なもの、また件数は少なくとも際立ったものを述べられ、あわせてどのような指導を行ってきたか、改善してきたかについて述べられたい。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。いつも町内の児童・生徒にかかわっていただきましてありがとうございます。

今年度において中学校生徒の問題行動のうち、喫煙に係る件数については、太子西中学校では、4月が延べ3件12人、5月が延べ2件6人、6月が延べ2件7人、7月が延べ2件4人、8月が延べ2件2人、9月が延べ3件6人、10月が延べ2件3人でございました。

太子東中学校では、4月が1件1人、5月が延べ2件2人、6月はゼロ、7月は1件2人、8月がゼロ件、9月が延べ3件3人、10月がゼロ件でございました。

喫煙指導については、該当生徒だけでなく、保護者にも同席いただき、成長期にある中学生がたばこを吸うことによる身体への影響について、特に大人よりも体に及ぼす影響

が大きいことなどを指導しています。

具体的には、吸い始める年齢が早ければ早いほど、がんや心臓病で死亡する危険が高くなるなどの健康への影響、また酸素が体中に行き渡らなくて、身長伸びに影響があるなどの成長への影響、さらに喫煙による脳の酸欠状態から来る思考力、集中力の低下による学習への影響、息切れによる長く走れなくなるなどの運動への影響、また喫煙から来るビタミンC不足による肌荒れやしわになりやすくなるなどの美容への影響など、自分自身のためにもたばこの害から自分を守ることが大切であることを指導しております。

子供たちが喫煙を始める動機は、好奇心や友達の勧めによって興味本位が多いように考えられます。また、喫煙場所は学校内よりも学校外でのことが多く、子供たちの喫煙防止のためには保護者や周囲の協力が欠かせないため、学校での指導の後、同席いただいた保護者から家庭においても十分指導していただくようお願いしているところでございます。

その他、次の(2)番のたばこ以外にどのような非行・問題行動があるのだろうかというような御質問でございますが、喫煙以外では、新聞報道された器物破損やバイク窃盗などの刑法行為を除くと、いわゆる迷惑行為がほとんどでございます。具体的には喫煙行為とも関係してくるのですが、公園や飲食店、コンビニやスーパー、量販店などで生徒がたむろしている、大声を出している、自転車の二人乗りをしている、そしてたばこを吸っている、お酒を飲んでいるなどの苦情が地域の方やお店の方から寄せられることが多くございます。教師が現場に出向き、問題行動を確認できた場合は、保護者に連絡し、学校に来ていただき、担任や学年主任、生徒指導担当や校長、教頭など複数の教師で指導に当たっております。

また、学校内ではけんか、授業妨害、暴言等の指導不服従による問題行動がございます。もちろん大多数の生徒は健全に学校生活を送っておりますし、教師も保護者も、そし

て多くの大人も皆生徒全員が豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、人権を尊重する心、自然を愛する心を持った大人に成長してほしいと願っており、このような時代を超えて変わらない根源的な教育目標を柱にして生徒指導に当たっております。

特に問題を抱えた生徒への対応では、問題行動を矯正するといった指導のみに陥ることなく、内面の理解を図っていく中で、生徒たちが心を開くことができる人間関係を構築しながら指導に当たるように努めております。

人への信頼関係をなくしている生徒が、信頼関係を結べるようになるにはそれなりの期間が必要です。日常の一見ささいなことと思える生徒との心の触れ合いが信頼関係を生み出します。生徒と心が触れ合うためには、教師の傾聴的な態度やコミュニケーションを図ろうとする姿勢、生徒のよさを捉えるまなざしが必要であると考えます。もちろんだめなものはだめと叱るときは毅然とした態度も必要です。さらに、保護者との連携も重要ですが、保護者自身も子供の抱える問題に対して不安感や焦燥感を強く感じている場合が多く、保護者が学校に対する信頼感や安心感を感じられるようにすることも大切であると考えます。

したがって、暴力行為や喫煙などの問題行動に対しては未然防止の取り組みを充実させるとともに、その生徒の家庭環境などの背景にも目を向けながら、組織的、継続的な指導による自立支援、生徒自身が自分を認め、他者を認めることができるよう粘り強く行っており、引き続き行ってまいります。

残念ながら問題行動がなくなることはございませんが、年度当初に比べますと、地域からの苦情も減ってきていることを感じております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 最初にたばこの件数をおっしゃっていただいたんですが、西中のほうが多いわけですが、西中のほうになぜ多いの

か、分析というか、されておられますか。

それから、家庭においても指導をやってもらってという、そういう御答弁であったんですが、例えば体育大会のときですと、家庭においてもというよりも、すぐに子供をその場から学校側は帰されてるんじゃないですか。その辺、そうでないということであればそうでないとおっしゃっていただきたいし、学校側がどの程度まで指導されてるのかなということをお尋ねしたいと思います。

それから、ここに何人というふうにさっきおっしゃった数の子供たちは、同じような子供たちがやってるのか、それともまた新しい子供たちがやっているのか。

それから、男女別、男子生徒、女子生徒でいいますと、それはどのような状況になっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） たくさんございましたんですが、少し抜けておりましたらお許しください。

まず、男女別は把握しておりません。

東西中学校でなぜ西中が多いかということ、年度によって違いますが、昨年度は東が多かったんじゃないかと思いますが、本年度は西のほうが多いと。それはやはり交友関係または今も言いましたように家庭環境等で、その辺のところは好奇心または思春期によって誘惑に負けるとか、そういうものが若干多かったように思われます。

それから、体育祭の件ですが、集合をかけたときに生徒がいなかったということで、生徒に聞きましたら、トイレでたばこを吸っていたと、それで生徒指導が参りまして、現場を押さえ、そして当時保護者が来ていましたので、その場で指導したところ、保護者は納得の上で私たちが連れて帰るというようなことで、帰って保護者のほうが指導するということを学校で聞いております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 抜けてた点は同じような子供たちがこれやってますか、どうですか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたしました。言われるとおりでございます。同じような子が重ねてやっておる状況でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 それで、今怒ることも、もしかしたら難しい状況もあるとは思いますが。

私、大学生に教えていて、そのときに学生に聞くことがあります。それで、何を聞くかといいますと、どの程度中学、高校で怒られてきているかと、なぜこんなことを言うかといいますと、怒られることになれていないとか、余りはっきりと言われてきていないと。

先生方の立場にしますと、はっきりと注意すると、いろいろとこういう言い方したとか、いろんなことがあると思われる面もあるのかもしれませんが、今の子供たちは余り学校の中においても、それは教育委員会の立場にすれば、それは親が怒ってないとかいろいろおっしゃりたい言い分もあるかもしれませんが、今ここ学校の中の議論しておりますので、学校の中で先生方は注意するのがしにくい面があるかもしれませんが、怒り方ももちろん考えてもらわないいけないことはありますが、もう少し怒っていただいたほうがいいんじゃないかなと思う面があります。

それで、どの程度はっきりと子供たちに怒っておられるかと、その点いかがですか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 怒ることはしてませんが、指導することはやっております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私、言葉のあやでどうのこうのを言いたいのが目的ではなくて、怒るとい言葉がもし——私悪いことしたら怒ったらいいと思ってますから、指導なら指導でもいいです。指導ではっきりと子供たちに言っ

てやっているんでしょうかということが疑問になることがあるんです。はっきり言わずにどうも大きくなってきている子供たちが多いのではないのかなと思うので、その辺がとても心配なのですが、はっきりと怒るとい言葉がぐあい悪ければ、教育長の指導という言葉でも結構ですけども、はっきりと指導をされてきておりますか、それとも少し遠慮がちになっておられますか、いかがですか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 言葉のあやで申しわけございませんでした。

怒るとなれば、頭越しに怒ってしまって、ただ恫喝とか脅迫とか、感情面しか子供に与えないというようなことが起こることになってしまうような気がいたします。

指導となれば、子供がなぜ悪いんだろうか、なぜこれができないんだろうかという、自分が理解して初めて納得して、そこで教師と先ほど言いました信頼関係が生まれて、自分が更正に向かっていくんじゃないかなと思います。

自分が納得しなければ、自分がどうしているかというようなことも方向性も見出せないと思うので、まず生徒に自分は何をして、何で悪かったんだろうかというようなところから時間をかけて、また保護者を呼びながら家庭の中でどこに原因があるんだろうかな、そういうものを総括しながら子供たちのいい環境に向けて指導してるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 言葉は、私の怒るとい言葉がちょっと十分理解されてなかったのであれば、別に指導だとい言葉と置きかえていただいてもいいんですけども、それが本当に心配でなりません。

少し学生から見て厳し目のこと、きついことを言うと、従来よりも過剰に反応するというのが、私が今の学生を見て感じることであります。中学校、高校で怒られるというの

が、申しわけないですね、指導なら指導されてきたのか聞いても、されていないということ平気で言う学生がいます。ですので、十分に指導を本町の中において学校教育の中でしていただきたいというふうに思っております。

先ほど教育長は、男女比、たばこを把握していらっしゃらないとおっしゃいましたが、いろいろ今も過去もですが、抽象的なことでいつも御答弁なわけですが、女性の状況も把握するのはとても大事なことで、もちろん御存じだと思いますけども、男の子と女の子、友達だったら、たばこを女の子に渡して、女の子がポケットに、ポケットというかスカートの中に隠したりとか、男性教員でしたら、そういうふうになされたら、もうそれ以上なかなかしづらいとかといった現状とかもあって、それは私が高校の教員であったころ、大分前のことですが、なかなかしづらい部分も生じてくるわけですが、そういったことを十分把握して指導なり、あるいは教育長として現場に言っているのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたしました。ちょっと答弁書の人数が違ってしますので、男女比のことでちょっと資料がございますので、4月から10月までのたばこの喫煙者の数ですが、太子東中では男子が5名、女子が3名、それから西中では男子が40名、女子がゼロというふうなことでございます。

今出ました男女でというようなことが、これは生徒指導上、非常に重要な比率でございます。女性が非常にだらしなくというんですか、というふうになれば、これは時間もかかりますし、男子が多ければ、非常に生徒指導上の内容も違ってくるという面で、これは若干今年度は太子東中のほうが女子が多くて、西のほうは男子が多くというような傾向でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 なかなか大変なのはよくわかってるんですが、先生が本気で生徒を怒ってくれれば、私たち議員も、また親もそういう教員を守ろうとしますよ。だから、本気できちっと注意指導をしていただくように、今までも現場に言われてると思いますけれども、おっしゃっていただきたい。それによっていろいろと不都合があった場合、私たちも微力ではございますけれども、教育現場が少しでもよりよくなるように御協力はさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本恭子） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次に、中島貞次議員。

ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午後2時48分）

（再開 午後3時04分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、中島貞次議員、一般質問をお願いします。

○中島貞次議員 11番、公明党の中島貞次でございます。またよろしくお願いいいたします。

きょう、一般質問いろいろ考えながら、たまたま生活福祉部所管のもの全部になりましたので、またお許してください。その他の部長さん、次長さん、ゆっくりお休みください。

まず1点目、発達障害児の早期発見のためということで質問させていただきます。

太子町では現在乳幼児健診が1歳6カ月、その前に新生児の健診もありますけれども、乳幼児健診、1歳6カ月と3歳児健診が行われております。これは国が自治体に対して義務づけをしている健診でありまして、当然我が太子町でも実施されています。ところが、発達障害に焦点を当てた内容にはなっていません。

発達障害は、先天的に脳の一部がうまく働かない障害で、自閉症あるいはアスペルガー症候群、アスペルガー症候群というのは難し

い言葉ですけれども、一つのことに非常に興味を持ったり、あるいはその場の空気が読めないとか、相手の気持ちを察することができないような、そういう症状ですけども、それから注意欠陥多動性障害、いわゆるADHDと言われる、それから学習障害（LD）などがあって、非常にこだわりが強く、コミュニケーションが苦手という特性を持っています。ほとんど知的障害そのものはありませんので、外見では非常にわかりにくいし、また将来的にそういう発達障害の子供さんというのはいじめの対象になったり、あるいはそこから不登校につながることもあるわけです。

このような発達障害を早期発見して集団生活をスムーズに送れるようにするためには、5歳児健診を実施してはどうかと思いますが、当局の考え方をお尋ねいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それでは、お答えいたします。

現在、太子町では1歳6カ月児健診や3歳児健診におきまして、今では先ほど議員は発達障害に焦点を当てた問診項目がないというふうな御質問でございましたが、今では発達障害に焦点を当てた問診項目を追加しておりまして、発達障害の早期発見に努め、気になる幼児や子育てのしにくさを訴える母親については育児支援教室、通称なかよし教室とっておりますが、そちらで定期的に母親を支援するなどの早期支援を実施しております。

また、幼稚園や保育所への定期的な巡回相談を実施いたしまして、5歳児に対し幼稚園、保育所への助言を行う中で、早期支援が必要な児については発達検査、また言語療法、作業療法、心理療法、音楽療法などのそれぞれの専門の療法士が対応する個別療育相談のほうにつなげるなど、早期支援に大きな効果を上げております。

兵庫県では平成23年度より市町においてモデル的に5歳児発達相談事業を展開しておりまして、全ての5歳児に発達障害に関する問

診票を送付して、支援が必要な児を対象に、5歳児発達相談において発達障害の有無についてのスクリーニングを実施することによりまして、3歳児健診で発見が困難な軽度発達障害児の把握及び相談につなげております。

5歳児発達相談事業の実施につきましては、立ち上げには医師の確保とか保育所、幼稚園への説明、また保育士等に対する研修会、教育委員会等多数の関係機関との調整等の体制整備が必要となってまいります。今後は現在の本町での早期発見実績の検証、これは先進市町の動向実績などを踏まえまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 いろんな形で5歳児、特に発達障害がよくわかる年齢とといいますか、に対して県の事業等を行っておられるということで、5歳児になりますと、当然幼稚園、保育所、保育園等に通園、通所されている方が多いかと思いますが、その中で保育士さんあるいは園長先生等が発見される場合が多々あると、そういうふうにお聞きします。

特に5歳児健診を勧めるということは、1歳6カ月とか3歳児健診というのは、太子町では非常に多くの方が受診されております。過去のデータですけども、95%を超える受診率ということですよ。

この5歳児健診の必要性とか、それをもっともっとやはり町としても認識していただいて、先ほど部長が言われました3歳児健診ではなかなか発達障害というのは発見しにくいということがあって、5歳になりますと、ある程度集団生活を行う中で、発達障害というのがある程度見つけられやすいということがあります。

5歳児健診を実際にやっているところとして鳥取県が特に有名なんですけども、鳥取県は全県下の市町でやっております、大体95%の受診率というふう聞いております。この中で、95%近く——ちょっと古いデータですけども、の中でおよそ5.6%が軽度の発

達障害であるということが認められたということがわかっております。

そういう意味で、いろいろされておられるんですけども、もっともっと全面的に5歳児健診をやっていますよというふうな体制づくりとか、当然予算措置とか係るんでしょうけれども、それをアピールしていただきたいなと思います。

5歳児健診を受けた母親なんですけれども、家でもなかなかわかりにくいということで、いざ小学校に上がるといいますか、事前にやっとわかったという家庭もあって、非常にショックだったということで、当然そういうお子さんは特別支援学級に入ったりするんでしょうけれども、早期の段階で発見できるような、そういうシステムづくりを町としてやっていただきたいと、そういう思いでいっぱいでございます。

当然町として把握しておられると思いますけれども、5歳児健診はどんなことをするのかというと、主な項目として、1人で着衣、服を着たり脱いだりできると、鼻をかんで自分で拭き取れるということができるとか、友達と順番に物を使う、ブランコなんかそうですけれども、それからじゃんけんで勝負が決められるとか、両親の姓名、あるいは自分の住んでいる町の名前が言えるかどうかとか、4つの数を数えて復唱できるかどうか、右手はどっちと聞かれて、わかるとか、あるいは言葉が出てこないとか、テレビを例えばテレビとかというふうに言ったりするとかというふうなそういう、これはよその市の健康診査表からのデータなんですけれども、そういうことを診査しながら発達障害の有無を判断しているということで、当然県としても行っているんだろうとは思いますが、その辺で少しでも早期発見しながらスムーズに学校生活が送れるようなシステムづくりといたしますか、それを大いにアピールしてもらいたいなど。

実際に今部長から答弁があって、そういうことをしているのかなという程度で、実際わからなかったわけです。こっちが詳しく聞か

ないからわからないんですけども、その辺で、例えば発達障害に関してはこういう事業をやっていますと、将来的にはこういうふうになりますとかというのをやっぱりどんどんアピールしてもらって、最終的に私としてはやっぱり5歳児健診というのを表に、看板に出して進めていっていただきたいと思いますが、その辺の所見、考え方をよろしくお願ひします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まず、5歳児健診につきましてですが、今目的としては議員おっしゃられたとおりでございます、3歳児までの健診ではなかなか集団行動というのがとれない年齢でございます、それが5歳になりますと、幼稚園、保育所に行ってる子がほとんどでございます。その中で集団生活、また社会性の発達における問題という、その辺が少しずつ見えてくる、そういう年齢でございます。

太子町におきましては、今現在町内の幼稚園、保育所、全箇所につきましておむね年に2回は巡回で回っております。その巡回の中で担当の保育所の保母さん、また幼稚園の保育士の方々からそういう情報をいただいておりますし、当然それまでに1歳半、3歳児健診においてスクリーニングで何らかの問題があった子については、既に先ほど申しましたなかよし教室というところに通っております。その段階で様子を見てるといような状況でございます、今そのなかよし教室に現在54名通っておられます。それは5歳児になるまでのお子さんでございますが、そのお子さんの中でもそのまま幼稚園に進まれる方もいらっしゃいますし、臨床心理士による発達検査によって個別の療育訓練に入る方もいらっしゃいます。それぞれいろんな方向に向かわれております。

太子町といたしましては、そのように5歳児については特に現地での巡回によって確認しているというふうなことを今現在やっております。

ただ、この5歳児の健診の中においても、やはり新たに軽度な発達障害の児が見つかるケースもあるようでございますので、完全にスクリーニングされてるといふところまではまだ行ってないといふところでございます、それで先ほど申したように、早期発見の実績の検証といふのが必要かと思っておりますので、どの辺まで現在でスクリーニングされてるかといふの、これを踏まえまして、またこの5歳児の発達相談事業といふのに、県の事業でございますが、乗っていくかどうかといふのを判断したいといふふうに思っています。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

少し前になりますけれども、実際に音楽療法士さんが発達障害を抱えた子供さん中心にピアノとかいろんなゲーム等で社会性を培うといひますか、そういう現場にも一度視察しに行きました。その中にはやっぱり多動性のお子さんもいらっしやって、なかなか落ちつきがないといふふうなことで、今後特に療法士さんにはいろいろ御苦労おかけすると思ひます。そういう意味で、そういう万全の態勢を今後ともまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

次ですけれども、その前に、例えば5歳児で漏れる方、例えば通園していない、通所もしていない、当然何%かはいらっしやると思ひますけれども、その辺の手当ては特には考へておられませんか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 今5歳児で幼稚園、保育園に行かれてない方、本当に数%いらっしやる、97%、ちょっとはっきりした数字忘れましたが、ほとんど行かれておりました、本当に数%、どこにも行かれてない方いらっしやるようですが、ただそこまでは現在のところ、このスクリーニングについては実施しておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 確かな人数は私たちも把握してないんですけども、やはりその辺の若干の人数の方、漏れる人もいらっしやいますんで、その辺また広報等で何らかの形で、健診はできなくても、発達障害といふのはこういうケースがあつて、例えばおうちで簡単にこんな検査をしますと大体わかりますよといふふうな、そういう何か指針になるようなものを一つまた何かの形でお知らせ願ひたいと思ひますので、またよろしくお願ひします。

次に、2つ目に移ります。

子供支援の強化と子ども条例といふことについていきます。

未来を担う子供たちがその子らしく伸び伸びと健やかに成長していくことは、全ての町民の願ひであります。しかしながら、いじめや体罰、虐待など子供たちを取り巻く環境は必ずしもよいものとは言へず、子供や若者が活気を取り戻し、まちづくり、地域づくりの主体として育っていくことは、これからの地域社会、そして日本を豊かにするために不可欠な課題であります。

さて今、日本の子供たちの自尊感情、すなわち自己肯定感が低下の一途をたどっており、大きな問題となっております。

この自己肯定感といひますのは、生きる意欲や学ぶ意欲、参加意欲、苦難を乗り越える力、立ち直る力などの源泉ですが、全てに面倒くさいと能動性や意欲に欠ける子供たちが現在増加しております。

日本青少年研究所が行つた意識調査によりますと、私は価値ある人間だと思ふという質問に対して、全くそうだと答へたのは、アメリカで57.2%、中国で42.2%、韓国が20.2%だったのに対して、日本ではわずか7.5%という結果でありました。それが私は価値ある人間だと思ふ、そういう数字のデータです。

子供の自己肯定感を高めていくには、子供と子供を取り巻く大人が子供の権利を認めてそれを実現することが必要になります。

これまでの子供に関する施策は、青少年健

全育成施策に代表されますように大人主導のものであり、子育て、保育、教育などに当たる大人側の支援策が先行しました。これからは大人が子供を管理することに主眼を置くのではなく、子供たちがみずからの力に気づき、その力を信頼し、鍛え、自身の力と意思で生きていく、そしてそれぞれの違いを認め合い、尊重し、お互いに切磋琢磨し合うことを支援していくような子供が支援という観点を取り入れていくことが大切です。

ありのままの自分を出せる居場所づくり、子供の気持ちに寄り添う相談、救済活動、参加活動への支援など、子供の権利の視点に基づいた総合的で重層的な子供支援が求められております。

そのためには1994年に日本も批准しました国連子どもの権利条約を子供支援に生かすとともに、子供の権利を総合的に保護することを目指した子ども条例の制定が必要だと思えます。

町が条例を制定、策定することで、町民に対して子供の問題は家庭や学校だけに任せるのではなく、町全体で取り組んでいくという意識づけをするとともに、町の特色を持った子供の視点に立ったまちづくりができると考えられます。

今年度、子ども・子育て会議の設置がなされました。これらの動きを踏まえつつ、太子町で独自の子供施策の展開を進めていくべきと考えます。子供の支援の強化策及び子ども条例の策定について当局の所見をお伺いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） この国連の児童の権利条約につきましては、同条約の前文にありますように、主たる目的は、開発途上国における子供の人權環境を改善することであり、家族を社会の基礎的な単位として子供を保護援助されるべきものとして捉えています。

さらに、同条約の4つの柱である生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利

につきましては、本町の次世代育成支援行動計画の基本としてこれらの権利を具現化するために町の子供施策を総合的に捉えた行動計画として策定をしております。

現在、太子町の子ども・子育て支援施策はこの次世代育成支援行動計画に基づき実施をしているところですが、今後新たに設置いたしました太子町子ども・子育て会議において審議し、平成27年3月までに太子町子ども・子育て支援事業計画を策定し、新たな支援策でもって取り組んでまいります。この新支援計画におきましても、継続して子供たちの権利が守られる施策も検討されるものと考えます。

条例制定につきましては、住民意識の醸成が必要と考えており、その環境づくりのため、今後とも各種啓発活動を行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 的確な答弁ありがとうございます。

私も還暦を迎えまして、残りの期間を計算するほうが早いかなという年代になりましたけども、やはり未来を託すべく今の子供たちがやっぱり健全に育てただけ、そういう環境づくりといいですか、そういう意味でも、やはり条例と申しますのは町の一つの法律であります。非常に重要な町の一つの考え方の指針の一つかと思えます。その点で、子供に関する一つの条例を今後とも、子ども・子育て支援会議が中心になるかと思えますけれども、お考えをどうかよろしく願いいたします。

次、3点目に行きます。

資源ごみの持ち去りについてをテーマとして質問いたします。

我が町では各自治会に資源ごみ回収拠点を設けて資源ごみを回収し、これを再使用、再生利用する取り組みが行われております。しかし近年、町並びに揖龍保健衛生施設事務組合指定の業者以外の方がこの資源ごみを無断

で持ち去り、財政的に損失を与える可能性がある。これは特に同僚議員並びに福祉文教常任委員会でも課題となっておると思いますけれども、このような状況が全国的に見られるわけです。これを禁止する条例を制定する自治体が近年増加傾向にあるわけです。

ただ、この条例の適法性については裁判でも争われておりますので注意を要しますが、我が町として所有権、これが特に大きな問題になると思うんですけども、その考え方と条例制定の考え方、所見をお伺いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 太子町では、新聞、雑誌、ダンボール、布類といった再資源化可能な資源ごみについてはステーションでは回収せず、自治会、子供会等によって集団回収にて業者へ売り払っていただいているため、ステーションでは主に金属類、電装品類を不法に持ち帰っているものと考えられます。

粗大ごみについてはステーションに搬出した時点で所有権を放棄した無主物に該当し、業者によっては住民の方が粗大ごみをステーションに置く前に直接引き取る事例も多くあり、以前にも警察に相談をいたしました。警察として持ち去る業者を窃盗罪として摘発することは難しい状況にあるということです。

このような状況から、本町では資源ごみ持ち去り禁止条例の設置につきましては現時点では考えておりません。町といたしましては、一つの対応策といたしまして持ち去り禁止の看板を作成し、必要枚数を各自治会へ配付いたしておりますが、今後も自治会において必要な看板等がございましたら町で作成し、多少なりともごみ問題を抑制できればと考えております。

ごみの回収処理に係る問題につきましては、揖龍保健衛生施設事務組合で広域的に事務を進めておられて、今後も構成市町であるたつの市及び揖龍保健衛生施設事務組合と協議し、問題解決に努めてまいります。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 まず、今部長から答弁いただきましたけれども、今自治会等で所有権の問題なんですけれども、例えば廃棄するような電器や貴金属類を自治会等で指定した場所に持っていった場合に、そこに置いた時点で所有権の移動というのはどういうふうに捉えておられるわけですか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 先ほど申し上げましたとおり、町指定のステーションに出された段階で所有権が放棄されたとみなして、そのもの自体は無主物というふうに該当するというところでございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 その点で無主物になりますから、じゃ、誰がとっていても特に刑罰的に問題ないのかというのがまた問題なんですけど、その辺の捉え方はどうですか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） その辺の法的な話になると思うんですけども、まずごみステーションの設置管理については各自治会にお任せしておりますので、当然ステーションの中のものについても、管理という意味では自治会のほうには当然お願いすべきものだというふうには考えております。当然所有権のほうはございません。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午後 3 時 32 分）

（再開 午後 3 時 32 分）

○議長（橋本恭子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 今、部長から自治会等の資源ごみのステーション、持っていったら、そこで持っていかれた方の所有権がなくなり、置いた時点で無主物となって、そのものの所有権がなくなるという状況であるということです。だからそれを逆の業者というか、持っていく人から見ると、別にとっても窃盗

にも何もならへんのではないかという考え方があるんですけども、それはいかがですか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） ごみの回収処理については当然行政において責務とされておりますので、指定のごみステーションに出されたものについては、町が指定した業者が回収するということになっておりますので、それ以外の者については原則持ち帰るとするのは本当はだめだという、そういう見解でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 その答弁が欲しかったわけです。済みません、ありがとうございます。

ということは、町が指定した業者以外は持って行ってはいけませんよということをやっぱり明確にする必要があるわけです。それ以外の人は持っていったら罪に問われますよというふうに、どういう罪になるのかがちょっと私まだそこまであれなんですけども、その辺のことを、例えば条例等で明確にこういうことをすれば罰金刑ですよというふうなことをちゃんと言えばいいと思うんですけども、その辺の考え方はどうですか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 条例で規制する場合でございますが、持ち去り禁止条例というのは大きく2つのタイプがありまして、まず1つ目のタイプっていうのは、先ほど申しましたように所有権が当然なくなっておりますので、条例でもってそこに排出されたごみは行政に所有権があるということを明確にして持ち去りの行為が窃盗罪に該当するよというふうなことを示した条例が1つでございます。

もう一つは、これも先ほど申しましたが、行政が指定した者以外が集積場から資源ごみの回収を持ち去るのは禁止すると、こういう命令違反した場合は秩序罰というんでしょうか、秩序罰としての過料を科すという規定をして条例を制定してる、この2種類の条例がどうもあるようでございます。

ただ、この両方の条件を兼ね備えた規定を設けているところもあるということでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 今部長がおっしゃったように2つの条例のパターンがあると、全国的な流れなんでしょうけども、直罰方式とかいろいろ言われるんですけども、何らかの形で、それから当然持ち去り業者もそうですけども、町民の方に対してもやはりこういうことはいけないですよということはある程度明確に何かの機会で言うべきではないかと。

条例をつくるのが一番手っ取り早いと思うんですけども、条例によりこう太子町としてはしますよということになるんですけども、何らかの形でやっぱり広く認識をする必要があるんじゃないかと。

普通の町民の方から考えますと、持っていった人が一旦置いたんやから、別にええやないかという考え方の方もいらっしゃるし、いや、それはあかんのやという考え方の方もいらっしゃるんで、その辺やっぱり明確に町として言うんか、何らかの形で広報するべきではないかと思うんですが、その辺の見解をお尋ねいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） その件につきましては、せんだってまちづくりの集いで各校区分かせていただきましたが、どの校区においても資源ごみの持ち去りの話が出ました。

それを受けまして、先月末でしたか、先ほど申しましたように看板をつくりまして、自治会において、特に粗大ごみのごみ集積場に掲げて下さいということで必要枚数、必要であれば生活環境課にとりに来て下さいということで各自治会に通知を出しました。そしたら、先月末かなりの自治会から啓発用の看板、とりに来られました。

ちなみに、内容はここに出された資源ごみは町指定の業者以外は持ち去ることは禁止で

すという、そういうふうな表現にしております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 看板の効果を今後いろいろ検証しながら、今後ともまたそういう持ち去りといいますか、そういうのが一つでも減るようなそういう行政施策を今後ともまたよろしくお願いいたします。

次、4点目に行きます。

動物愛護についてですけれども、家庭で飼われるペット、愛護動物と人間とのかかわりは非常に長い歴史があります。法律では愛護動物というのは牛、馬、豚、綿羊、羊です、ヤギ、犬、猫、家ウサギ、鶏、家バト、アヒル、あるいはほかに哺乳類、鳥類、爬虫類と非常に多岐にわたっております。

この愛護動物というのは人間の友であると、そして癒やし効果を持って共存してお互いがそれぞれの生活を支え合ってきました。

また、人が生きていく上でなくてはならない存在が愛護動物でありました。特に、昔は農耕が盛んなころはやっばり、私たちが小さいころでも牛を引いて田んぼをすいたというふうなことがありましたけれども、しかし飼う側、人間自身のモラルやマナーの低下によって動物虐待、ネグレクト、飼育放棄です、により愛護動物が言われもなき劣悪な環境に置かれたり、あるいは飼い主が捨てたり、また死んでしまうというふうにして今の人間社会そのものの構図が愛護動物の社会でも繰り広げられているのが現状であると思います。

また、ペット産業の加熱な競争、もうけ主義によりまして、犬、猫を中心に、特に人気のある種類は交配を繰り返して増産されております。

ところが、生まれた子犬や子猫等で商品価値のあるものはそのまま販売ルートに乗って展示され、売買されていきます。ところが、何らかの欠陥のあるものは売れないわけですから、買い手がつかないのでそのまま殺処分されるケースがあると聞いております。殺処

分、殺されるわけです。

この場合、聞きましたら、濃縮二酸化炭素のガス室の中で殺処分されるというようなことを聞いたことがありますけれども、このようにたとえ愛護動物であっても人間と同じように生命は尊厳であり、守らなければいけないと考えます。

さて、このような現状の中から、このたび動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、特にその中の第44条から第50条にかけての罰則が強化されました。

また、第41条の4で地方公共団体への情報提供がうたわれ、特に兵庫県では県の担当部局と県警との連携強化による協議会の設置や、動物愛護推進員、県で40名、政令市、中核市135名のボランティアが委嘱されて活動を行っております。

町として、今後の動物愛護への取り組みと地元警察との連携をどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 犬、猫を初めとする、いわゆるペットと呼ばれる動物はコンパニオンアニマル、伴侶動物と言われておりますけれども、近年は番犬等の使役目的から家族の一員となっており、特に子供たちや高齢者にとりましても情操教育上、あるいは心のよりどころとして今やなくてはならない存在となっております。

そのような中、飼い主のモラル欠如による動物虐待は年々増加傾向にあり、また記憶にも新しい神戸市須磨区で起こった酒鬼薔薇事件や附属池田小学校に象徴されるような多くの人を殺傷した凶悪犯罪者等には過去に動物虐待経験がある傾向にあるとの報告結果もあるところでございます。

したがって、御指摘のあった動物の生命尊厳の思想に十分配慮していくことはそのような関連性も考慮しつつ、警察や動物愛護センター等さまざまな分野と協力して今後の対応を総括的に図っていくことが非常に重要であると考えております。

御指摘があります町独自の動物愛護推進員の配置につきましては、兵庫県が委嘱しております動物愛護推進員の例を参考にして、その必要性を踏まえて判断していきたいと考えております。

なお、アニマルポリスにつきましては、取り締まりや立ち入り権限等の問題もございまずので、現段階においては導入することは現実的に困難であると考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。

特に、いろいろ社会的な問題になりまして、特に今、愛護動物に関していろんな種類言いましたけれども、その中でもニシキ蛇が捨てられていたりとか、あるいは亀、亀は両生類ですけども、亀でも一たびかみついたらその指をちぎるぐらいのそういう、名前忘れましたが……

（「スッポン」の声あり）

いや、スッポン以外におるんです、何とか亀というて。ちょっと名前忘れましたが……そういうのが勝手に飼育できないからといって放棄されたりして町ん中をうろつくというそういうケースもあるわけ、非常に危険なわけ。ワニが出てきたりしたところもありますし。

そういう意味で、やはり動物、せっかく一度飼った動物なんですから、最後まで見届けるというのがやっぱり大事なことだろうと考えます。

先ほどこの法律のこと言いましたけれども、愛護動物を捨てた場合、今回の法律改正で100万円以下の罰金、愛護動物を殺傷した場合、2年以下の懲役または200万円以下の罰金、愛護動物を不適切に飼育した場合、不適切というのは劣悪な環境といいますか、100万円以下の罰金というふうな今回の法改正によってそういう罰金が科せられます。

特に、聞いた話によりますと、犬を飼うゲージの中に1匹なら環境はいいんですけども、その中に5匹も10匹もまとめてゲージの

中にいると。非常に狭い環境で全然ほったらかしですから、ふんが10センチぐらいたまってしまっていると。そういう劣悪な環境にいるそういう動物たちもいるというのが実情なわけです。

太子町の中にそんな方はいらっしやらないと思いますけれども、やはり今後世の中どう変わるかわかりませんので、そういう意味で一度また愛護動物に関する広報等々、よろしくお願ひしたいなど、これが1点と。

それから、アニマルポリスに関しては全国的にもまだまだできていない状況です。これは警察と、警察の中にそういうアニマルポリスをつくるわけですけども、特にアメリカがよくあるんですけども、動物虐待を監視、摘発する組織で、公的な機関として捜索、逮捕権限を持つものもあるというのがアニマルポリスです。

そういう意味で、まだまだ日本ではこのアニマルポリス自体ができていないんですけども、京都を中心にして今展開なされているところです。

兵庫県においても各地方公共団体からもやはり声を上げていただいて、そういうアニマルポリスの設置を促してみてもどうかと考えます。

それから、これは県の生活安全部長から各警察署長に宛てた文書の中で、最近猫の足や首が切断されるなど——これ古い文章ですけど、動物の虐待容疑事実が県下で続発し、住民の不安をあおるなど問題視されている状況にあると。その中で、各警察に対して動物虐待とかそういう事案があれば捜査をしてほしいというふうな要望書があったわけです。

そういう意味で、町としても、先ほど部長からも言われましたように、県と同じような動物愛護推進員の設置を前向きに検討していただけるような答弁いただきましたんで、今後とも動物と人間との共存の社会を目指して、勝手に捨てたり殺したり、虐待したりしない、そういう太子町であっていきいたいと考えますので、その辺、部長の今後の決意を一

言よろしくお願いたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 動物行政でございますけども、この法律ができたことによりまして、市町においても当然この動物行政、県ばかりでなく市町も協力しなくちゃいけないというような形になっております。

まだまだ太子町におきましてもたつの動物愛護センター任せということもございますけども、せんだつても虐待ではないんですが、過度な犬へのしつけ、これが通報がございました。これも動物愛護センターのほうから入った通知でございますけど、今後はこのような事例、余り行き過ぎますと当然警察との協力というような話にもなろうかと思っておりますけども、できるだけ地元、本町におきましても協力のほうはさせていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 ありがとうございます。今後ともいろいろよろしくお願いたします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次に、福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 5番福井でございます。

午前中、首藤議員から国会のほうで慌ただしいという、そういうふうなお話しされました。注目すべきところに来ておりますが、今年もあとわずか、本当に寒くなってまいります。お互いに気をつけてやっていきたいなと思っております。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

1番、国旗等について。

議員としての職分上、各種の式典や行事に参列する機会が多くあります。中でも、学校や幼稚園等は式典や行事等が多々あり、自然と参列する機会も多くなります。

私は斑鳩校区に住まいする関係上、西中や斑鳩校区の学校や幼稚園等のそうした折々に

出向いてまいっております。

そうした中でございますが、式典会場に掲げられた国旗や、運動会で入場行進の際に先頭を切っていく校旗にあせた印象を受けるところもありました。

式典や行事にはたくさんの方が来られます。また、子供たちの目の前にあり、あるいは先頭を切っていく旗はそれぞれにふさわしいものが用意されねばと考えますがいかがでしょうか。お願いたします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

いつも学校園の式典に御協力くださりましてありがとうございます。

学校園における入学式や卒業式などの式典や運動会などの学校行事にはそれぞれの学校園の歴史的伝統や地域的特性を生かした独自の行事が設けられていることも多く、地域に根差した公立学校の行事は地域全体の伝統にもなっております。

そうした式典や行事には内外のたくさんの方々にお越しいただき、国旗や町旗、校旗や校章などを掲揚披露することもあることから、御指摘のとおりそれぞれの行事にあったふさわしいものが用意されるべきだろうと考えます。

国旗や町旗、校章などが汚れていたり、みずぼらしく見えるようでは行事や式典も貧弱に映ってしまうこともありますので、手入れや更新を行うよう注意していきたいと考えます。

一方、各学校の校旗については金額的にも高価なものであり、代々受け継がれてきたものであるため、たびたびつくりかえるものではございません。このたび学校園に校旗について問い合わせたところ、傷みが激しく更新を考えている学校は斑鳩小学校、1校でございます。その他の学校は若干の傷みや色あせはあるものの、すぐにも更新する必要はない状態であると聞いております。

更新を考えている斑鳩小学校につきましても、校旗そのものを披露する機会は運動会と

入学式、卒業式の年3回程度のものであり、また金額も高額であるため、昨今の経済状況下では頻繁に使用する学校備品の更新を優先しており、学校からの予算要求や教育委員会としての予算措置が後回しになっていることは事実でございます。

学校としましては、伝統的、地域的行事に披露するものであることから、PTAやOB、OGを中心とする地域の方々の協力を得ながら計画的な資金調達を考慮して更新を行っていくことも一つの方法であると考えているようでございます。

教育委員会としましても、それぞれの学校にふさわしいものに更新できるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 丁寧な御説明でありありがとうございます。

そうですね、斑鳩小学校、この秋の運動会でも、私、ずっと前から見ているんですけども、特に今年の秋の運動会、本当に子供たちが暑い中を一生懸命練習した成果をたくさんのお客さんの前で披露するそういう中であって、入場行進の際に子供が掲げる校旗、それと子供たち全校生徒が入場行進するそのはつらつとした姿の、その間のギャップを物すごく感じましたので、こういう御質問もさせていただいたようなわけでございます。

それと、ここの議会にもこういうふうに議会旗というのがかかっております。これもかなり古いかなと思いますので。見てる分についてはありでしょうけど、もし新しいもんがあればまたちょっとやっぱり劣化してきてるはずなんです、その国旗がそういう式典に掲げられる場合ですけども、いろんな会場へ行きますけども会場によってやっぱ、ああ、ここは大丈夫だなというところと、いや、ここはちょっと何とか考えてもらいたいなというところが議員になってあるんです。そういうようなところを、園のほう、それから学校のほうからは校旗についてはなかったような

ことを今お話しされましたが、考えていただきたいところがありますので、それはまた後々にお話しさせていただければいいかと思いますが。

そういうふうにして、校旗につきましては確かに高価なもんだと思いますので、各学校のPTA等に御支援をいただく、また教育委員会も後押しをするという形で何とか斑鳩小学校の分につきましてはいいような形で。

それと、記念行事というんですか、斑鳩小学校につきましては創立の何かありませんでしたか、もうすぐ間もなくかどうか、そういった行事がもしあるんでしたらふさわしいかなと思いますので、そういうところも考えていただいて何とかお願いしたいなと思っております。

この質問につきましてはもうそれでさせていただきますようお願いいたします。

次、2番目ですけども、認知症施策推進5カ年計画（オレンジプラン）についてということで質問させていただきたいと思います。

オレンジプランは、昨年厚生労働省が平成25年度から平成29年度までの5カ年計画として公表したもので、7項目が掲げられております。

- ①標準的な認知症ケアパスの作成、普及。
- ②早期診断、早期対応。
- ③地域での生活を支える医療サービスの構築。
- ④地域での生活を支える介護サービスの構築。
- ⑤地域での日常生活、家族の支援の強化。
- ⑥若年性認知症施策の強化。
- ⑦医療介護サービスを担う人材の育成。

そして、それぞれの項目についてその手順が示されております。認知症に対する新しい取り組みだと思いますが、以下に伺います。

(1)このオレンジプランはどのような経緯のもと計画されたのか。

(2)7項目それぞれの内容について。

(3)太子町はこの計画をどう受けとめて、またどう対応されようとしているのか。よろ

しくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それでは、1番のこのオレンジプランの経緯についてでございますが、高齢化が進むこの我が国におきまして、現在85歳以上の方は約4人に1人が認知症と言われております。今後、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には平成22年の約1.7倍の470万人と推定され、認知症対策が急務となっております。

これまでは認知症の方の支援施策として精神科病院への入院、または施設入所という施設頼みになりがちでございましたが、認知症を早期に発見することで少しでも早く適切な医療や介護のケアを開始し、住みなれた地域での在宅生活を続けることを目指し、策定に至ったものでございます。

次に、2番目のこのオレンジプランの7項目でございますが、まず1番目、標準的な認知症ケアパスの作成、普及につきましては、認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療、介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に定めておいたものを認知症ケアパスと呼び、その作成、普及に努めていくものでございます。

2つ目が早期診断、早期対応につきましては、まずかかりつけ医の認知症対応能力向上研修の実施でございます。そして2つ目が認知症サポート医の養成研修の実施でございます。3つ目が認知症初期集中支援チームの配置及び整備でございます。4つ目が早期診断等を担う医療機関の整備。そして、5つ目が地域ケア会議の普及、定着となっております。

次に、3つ目の大きな項目、地域での生活を支える医療サービスの構築につきましては、1つ目が認知症の薬物治療に関するガイドラインの策定。2つ目が精神科病院に入院が必要な状態像の明確化。そして、3つ目が退院の支援、病院の退院です、退院の支援、

医療連携クリティカルパス、これは退院に向けての診療計画でございますが、この作成となっております。

大きな4つ目でございます、地域での生活を支える介護サービスの構築につきましては、認知症の人が可能な限り住みなれた地域で生活を続けていくために必要な介護サービスの整備を進めるものでございます。

そして大きな5つ目、地域での日常生活、家族の支援の強化につきましては、1つ目が認知症地域支援推進員の配置、2つ目が認知症サポーターの養成、3つ目が市民後見人の育成、支援組織の体制整備、そして4つ目が認知症カフェの普及となっております。

次に、大きな6番目でございます。若年性認知症施設の強化につきましては、1つ目が若年性認知症支援のハンドブックの作成、2つ目が若年性認知症の人の意見交換会の開催となっております。

最後に7つ目、医療介護サービスを担う人材の育成につきましては、1つ目が認知症ライフサポートモデルの策定、2つ目が認知症介護実践リーダー研修の推進、3つ目が一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応能力向上研修の推進となっております。

次に、3番目の御質問でございます。この計画をどう受けとめ、またどう対応されようとしているのかでございますが、2025年問題における認知症罹患患者数の急増を想定いたしますと、本町におきましてもこのオレンジプランは実現しなければならない重要な計画であると考えております。

そこで、本町では市町が担うべき事業の中で、現在認知症ケアパスの作成、普及及び市民後見人の育成、支援体制の体制整備に西播磨圏域で関係機関と情報交換を行いながらも既に取り組んでいるところでございます。

また、早期診断、早期対応につきましては、地域ケア会議の普及、定着に取り組んでおり、地域の機関や団体間での連携を強化し、社会資源の改善や問題解決に取り組んでいく予定でございます。

また、現在認知症サポーター養成講座を実施しておりますが、今年度からはサポーターのさらなる資質向上を図ることを目的に、フォローアップ講座を実施いたしました。今後もこのオレンジプランの着実な実施に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 たくさんの項目でちょっと申しわけなかったかと思いますが、ありがとうございました。

そこで、そしたら何点かお伺いしたいと思います。

1番についてはよくわかりました。

(2)で、この項目の中で何項目かについてお伺いさせていただきますが、②の早期診断、早期対応に係る項目ですけれども、この中で認知症初期集中支援チームの設置について伺いたいと思いますが、この平成24年度モデル事業のスキームをここには検討とあるんですが、これスキームというのは意味としては計画とか案とかそういう考え方でよかったですでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 認知症初期集中支援チームでございます。

これは、簡単に言いますと、認知症の人や家族にかかわり、アセスメント、また家族支援などの初期支援をこれを包括的に、また集中的に行いまして、自立支援のサポートを行う多職種、いろんな職種によるチームを地域包括支援センターの中に配置する事業でございます。この平成25年から6年にかけて大体全国で30カ所程度モデル的に事業を実施いたしまして、27年度以降、このモデル事業の実施状況を検証いたしまして全国普及のための制度化を検討するというところでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 現在、太子町においては集中支援チームへの取り組みはどのような現状

でございましょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） この支援チームは、全国30カ所のモデル事業には本町は入っておりませんので、まだ全く手つかずでございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 一緒に聞いたらよかったですけれども、その事業内容については始まっておりますので何か把握されておられますか。どういう状況なのか把握されておられますか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 今現在でしたら認知症のこの初期段階では、まず介護保険絡みで地域包括支援センターにまず相談に来られます。その中で、うちも地域包括支援センターにも3職種、主任ケアマネ、保健師、そしてケースワーカーと、これは法律で定められた3職種がありますが、これ以上にこれにドクターなり薬剤師なりとかといった本当に多くの職種の方でチームを組みまして、もっと濃く対応していこうという、簡単に言えばそういうふうな内容のチームでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 これも片仮名であったんですけれど、このアセスメント、初期集中支援チームが地域包括支援センター内に配置されて家庭訪問を行い、あるいはアセスメント、家族支援等を行う者ここに私あるんですけれども、このアセスメントの内容についてはちょっと詳しくお話しいただけませんか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 内容と申しますと、そのアセスメントの意味ということですか。

（福井輝昭議員「そうですね、意味でも結構です」の声あり）

当然、認知症の方に本人っていうのはなかなか情報なり状況っていうのは聞きづらいと

こもごまいます。当然、家族も、先ほど申しましたように、認知症の家族にかかわることによってその辺の対応、支援の情報を集める、そういう意味のアセスメントという行為でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

申しわけない、またちょっと引き続いてお聞きしますが、早期診断等を担う医療機関の数として、平成24年から29年度の認知症の早期診断等を行う医療機関を約500カ所整備するというふうにあるんですが、例えばこの近隣でそういう整備が予定されるような市町っていうのは現時点でわかれば。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 現時点でしたら、テクノの上に今、認知症疾患医療センターっていうのがございます。これは専門的な医療機関でございまして、2次医療圏域に1カ所設置するというところでもう既に西播磨ではその1カ所設置されております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

地域包括支援センターにおける、地域ケア会議、先ほど御返答いただいたんですけども、このケア会議っていうのは改めて申しわけないですけども、どういう趣旨のものなんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 地域ケア会議、これは地域包括支援センターで要介護者の個人ごとに多職種の第三者による、また多くの職種の方による専門的視点を加えて要介護度の改善等の自立を目指した個別のケア方針を検討する会議でございます。この地域ケア会議をこれから普及、定着さそうというものでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 としましたら、現在太子町としてはこれのケア会議という、これ立ち上

げはまだなんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） このオレンジプランの計画では平成27年度以降で全国の市町で実施するというふうな、今のところ目標はそういう目標でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

次、⑤の地域での日常生活、家族の支援強化という項目のところで少し御質問させていただきたいと思っておりますが、この中で認知症地域支援推進員についてあるんですが、この推進員というのはどういう方なんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 個々のことじゃなくて大きく、今説明した部分で質疑していただいて。どういうことだけじゃなくて、そこちょっと進んで説明。

（福井輝昭議員「わかりました」の声あり）

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 そしたら、これはまた別途私のほうからお話しさせていただきたい。

それでは、今も認知症サポーターのことでお話がありましたんですが、認知症サポーターで、私もこういった、ここでお見せするの何かもわかりませんが、こういうサポーターでさせていただいております。まだまだ年はたっておりませんが。

認知症サポーターについては「広報たいし」でたびたび取り上げておられますが、今年現在でどのぐらい、全国で何名ぐらい、そして太子町では何名ぐらい、おわかりであればお願いしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 全国の正確な数字はちょっとわかりかねますが、本町におきましては今現在認知症サポーター養成講座を受講された方は1,223名でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

このサポーターにつきましては、平成25年

7月5日と11月30日に保健福祉会館で行われたというふうに「広報たいし」にありましたが、7月と11月、それぞれ何名ずつぐらいが受講されましたですか。それわかりませんか。

○議長（橋本恭子） それはちょっと。

（福井輝昭議員「細かいですか」の声あり）

ちょっと休憩します。

（休憩 午後4時13分）

（再開 午後4時14分）

○議長（橋本恭子） 再開いたします。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 それでは、質問をちょっと変えさせていただきまして、その⑤の項目の中で、先ほど御答弁ありましたが、市民後見人の育成、これの支援組織の体制の整備というふうにあるんですが、将来的にはもう全ての市町村、約1,700なんですけども、この体制整備とあるんですが、太子町としてはこの体制整備に向けては現在取り組まれておられますか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 今現在市民後見人の育成ということで、昨年からたつの市と西播磨の市町とともに養成研修を行っております。既にもう修了された方もいらっしゃいまして、その方のステップアップするためのフォローの研修も今年どうも予定してるようでございます。

そしてあと、組織のほうですが、これも市民後見人というのは市と単独ではなくてある程度西播磨管内を想定しておりますが、やはり登録制度を設けてその中で登録していただいて裁判所から指定を受けるというような、そういう形を今ちょっと想定しております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

簡潔、明瞭をお願いします。

○福井輝昭議員 いろいろ御指導いただいております。ありがとうございます。

これも同じ⑤の項目で、認知症の人やその

家族らに対する支援の中で、平成25年度以降は認知症カフェの普及などにより認知症の人やその家族らに対する支援を推進と、そういうふうなことも書いておりますので、太子町としては認知症カフェについてはどのように考えておられますか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まだ現在のところ全くその辺はまだ考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 当然ですね。25年度から始まりまして、なかなかまだまだこれから模索しながらだと思いますが、いよいよ29年までということなので、認知症の方も年間どんどん増えておられる状況です。

70歳代から急激に増えてくるようなことがこの前のNHKの特集の番組でありました。その中でも本当に私思いましたんですが、ひとり暮らしの認知症の高齢者の方、高齢者の方お二人で1人の方が認知症である、そういった姿も放映されておまして、これは当然人ごととかじゃなしに、これはもう自分のこととして考えていくという、そういうスタンスでないとこれは本当に大切な問題なので、そういうスタンスでないとなかなかいい取り組みはできないなと改めて感じたわけでございます。

そういうことで、申しわけない質問もあったかと思いますが、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。済いませんでした。

○議長（橋本恭子） 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

次に、井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 9番井川芳昭。

通告に従いまして一般質問いたします。

いつも福井議員の後で少しやりにくいところございますが、御容赦願いたいと思います。

先日も八幡副町長が副町長にまた再任もされて、新生北川町政という形で、キラリと光る太子町ということで、私ども新しい副町長

が出てこられるのかなというふうに少し期待もして、新しい方が出てこられたらこの庁舎建設が少しでも変わってくるのかなというような期待もあったんですが、これは副町長がだめだということではないんで、本当に首藤元町長の懐刀でおられたんで、そういった先日も顔をされてたんで、もうおやめになるんやなというふうに思っていたんですが、私が少しうわさで聞き及んでた方に比べれば全然ええ方だなというふうにも思っております。このままでは計画は変わってこないと思いますんで、私この質問をしていきます。

私も新庁舎建設の話の中では常に反対の立場をとっておりますんで、先ほど来から議員のほうからこの新庁舎建設についての質問いろいろと出ておりました。重複してるが多々あるかと思いますが、御容赦願いたいと思います。

では、本題に入ります。

1番、太子町の新庁舎建設の予定地は、なぜ公共のバスの乗り入れも断られる太子町の西の端に位置する東芝社員住宅の跡地に決定し、4億8,700万円ものお金で購入し、この場所で計画を推し進めるか伺います。

現在、太子町文化会館周辺の土地の買収にももっと努力すべきであったと思いますが、これについてはどうなのかも伺います。

2番、この庁舎になぜ人口3万5,000人しかいないこの太子町に35億円ものお金をかけて庁舎を建設する必要があるのか伺います。

また、住民はこれを必要としていると思うのか、これについても伺います。

もっとコンパクトにして身の丈に合った計画の見直し、また中止をすべきだと思いますがいかがでしょうか、御答弁お願いいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 新庁舎建設予定地の購入につきましては、既に議会の議決を経まして新庁舎用地として購入済みのものでございます。

購入に当たりましては、建築基準法や都市

計画法はもとより、3方向道路による接道性や交通ネットワーク、用地取得性、不動産相場などさまざまな観点からの検討を重ね、新庁舎用地として決定させていただいたものであります。

また、基本計画段階での各種委員会やまちづくりの集いなどでも広く意見をお伺いして住民の皆様の御理解を得ているものと思っております。

文化会館周辺での候補地検討につきましては、基本構想、基本計画段階におきましても6カ所で12の評価項目で用地比較検討を行いました。用地取得性や用地のコスト、都市計画上の制限などの課題も多く、総合評価においては適地評価には至らなかったということでございます。

次に、新庁舎につきましては基本設計で掲げた「人がつどう、まちをめぐる、太子がつながる」を基本コンセプトに、単なる庁舎建設ではなく、住民が主役の施設として既存の文化施設や歴史遺産などと有機的につながるものでありたいと考えまして、ゾーン整備の位置づけとして新庁舎プロジェクトを進めております。

住民の方々に対しましては、先月開催させていただいたまちづくりの集いや、たちばな大学など、各種団体へのレクチャーにおいても住民の活用できる開かれた庁舎に、よい庁舎ができることへの喜びや期待の言葉を数多くいただいております。

その御期待に沿えるよう、できる限り各機能をコンパクトにまとめながら計画に沿って進めてまいりたいと考えております。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどもそちらのほうから議会で議決したことやとかという話ありました。部長のほうの答弁もありました。それももちろんそんなことわかっております。私も賛成した覚えございません。そういった話をしておるんです。少し黙ってってください。

この新庁舎の用地というのは、太子町全体

から見てもほぼ西の端に位置する場所で、ほかにもどこにあるんやというようなことで、そういうことは重々承知しております。

ただ、この用地の買収タイミングとか売買の相手が東芝であることから、割と安易に話ができるというようなことで購入していくというような話も聞いております。

でも、それだけで簡単に、簡単じゃなかったでしょうけど、こういうことは決めていいのかなど。全国的に高齢化社会の中で、太子町でもだんだんとお年寄りが増えていく、太子町の住民が行きやすい場所を将来見据えて決定していくことが一番大事なんです。

そういった一番、今後そういったことが非常に大事になってくるということがわかってるのにそういうことをしていく。これについてはどう思われますか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 御質問の趣旨がよくわかりませんが、高齢化と庁舎の位置とどうなるのでしょうか。ちょっと御質問の意味がわかりませんが、確かにここから西へ500メートル振っております。そうすると、井川議員のお考えでは文化会館の周辺がよるしいというお考えなんです、それはもう既に終わった話でございます。

また、高齢化社会に備えて新庁舎が西へ動くことにつきましては、先駆けて障害者、高齢者に交通の便を考慮するためにタクシー券、タクシーチケットの交付をいたしております。そういったことを踏まえて新庁舎の計画を進めております。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 よくこれは終わった話なんやという話されます。まだ計画をしている段階で、まだ入札してないんですよ。何も終わってないんです、こういう話が進んでいるだけであって。まだ何も工事も着工もしていないということなんです。

僕が言ったお年寄りが増えてくるというのは、やはり団塊の世代の方もおられる中で、お年寄りの方が増えていく。行きやすい場所

は少しでも中央に持っていくという形の中が一番ベストだと思うんです。だから、この場所に決定していくってどんな利点があるんですか。答弁願います。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） これどう答弁していいんでしょう。土地の取得は議決を経て終わった。そして、実施設計も終わって、新庁舎建設特別委員会に報告させていただくと答弁しました。この時点で、西へ500メートル振ることを議論することにどんな意味があるんでしょう。全く理解できません。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 いつもの答弁ありがとうございます。

つくられてないことに意見を私は述べさせてもらってます。いろんな審議会等々、当然これ承知しております。でも、それが本当に住民の意見なんかどうか。そういうことも少し理解していただきたいです。

少し500メートル、そらこの500メートルということが本当に重要なことになってくる場合もあるんです。現存する施設をやはり少しでも有効に使っていくという形の話をしているんです。

新庁舎建設についても、以前から耐震の問題で構造上やはり建てかえせなしょうない。こんなことは重々承知しておるんです。ただ、やっぱり場所と規模とお金の問題、こういったことを考えずにしておられへんのか。

以前から大体45億円ぐらいですか、先ほどもちょっと話ありましたが、かかってきた文化会館、これが隣接したところに庁舎を建設するっていう話も、昔話も聞いたことがあります。

用地については文化会館の東側、また北側の借地にしている駐車場のところ、少し西にも住宅地ございまして、その西側にも東芝さんの社員住宅等々がその当時ございました。今は宅地にされているところではありますが、何かその当時からそういったことで土地買収に努力していくという声は余り聞かなかった

んですが、そういうことは少しでもしてこなかったんですか、どうですか。

(「議長、ちょっと休憩」の声あり)  
(総務部長香田大然「ここだけ答弁させていただきます」の声あり)

○議長(橋本恭子) 暫時休憩します。

(休憩 午後4時29分)

(再開 午後4時30分)

○議長(橋本恭子) 再開いたします。

総務部長。

○総務部長(香田大然) 文化会館周辺での候補地検討につきましては、基本構想、基本計画段階におきまして6カ所で12の評価項目で用地比較検討を行いました。用地取得性や用地のコスト、都市計画上の制限など課題も多く、総合評価においては適地評価に至らなかったものでございますと先ほど答弁したとおりと全く同じ答弁でございます。

(「議長、休憩」の声あり)

○議長(橋本恭子) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時30分)

(再開 午後4時34分)

○議長(橋本恭子) それでは再開します。

(井川芳昭議員「20分ぐらい休憩してもうてええで」の声あり)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(井川芳昭議員「だから、言う気がなくなるんや。勝手にとめて、勝手にスタートとしてもうても困るんや。ちゃうか」の声あり)

議長に言うことでもなく、やはり質問してもらったことに対して誠意ある答弁は当局もしていると思うんですけど。

(井川芳昭議員「答弁してもうたらそれでええんや」の声あり)

だから……

(井川芳昭議員「誰かが勝手にとめるんや、なんでとめるんや」の声あり)

(佐野芳彦議員「一度終わっとう議論やろ。買う前の、庁舎用地の……」の声あり)

暫時休憩します。

(休憩 午後4時35分)

(再開 午後4時36分)

○議長(橋本恭子) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

当局、もう少し……

(井川芳昭議員「いや、もう答弁してもろうてええのん」の声あり)

答弁は今されたので、井川議員、その次、質問。

(井川芳昭議員「いや、だから、急にとめてもこっちも困るんや。とめた、とめた、好きにとめられても」の声あり)

いや、だから、もう質問をしてください。続けてください。

(「議長言うてえへんやん。あなたのほうから質問せえというてそんなの言えるのかい」の声あり)

いやいや、違うんや、今再開したから質問を続けてくださいと。

(「質問終わって先ほど……」の声あり)

いやいや、答弁はありました。

(「ほいで次に井川さんが議長言うてそっからのスタートやろ」の声あり)

違いますよ。

だから、再開したから……

(「井川さん、落ちついて……」の声あり)

(井川芳昭議員「いや、落ちついとんや、わしはさっきからずっと落ちついとるで」の声あり)

やっぱり発言をするときは私語は慎んでいただいて、質問として……

だから、ちゃんとしてください。再開しますから。

(井川芳昭議員「いや、今私語は慎んでもろうて、誰に言うん」の声あり)

いや、だから、立ってちゃんと言ってもらわないと。

(井川芳昭議員「誰が私語を慎むんや」の声あり)

議員として、ちゃんと立って発言してもらわないと。

(井川芳昭議員「いや、だから」の声あり)

(「それ井川さんに言うことやないやろ」の声あり)

(井川芳昭議員「発言するんは議長言うてから発言するがな」の声あり)

だから、言いましたやん。

(「不信任案出すぞ」の声あり)

言いましたやん、ちゃんと。発言してくださいって。

(「しっかりしてくれ。2人おったら不信任案出せるんや」の声あり)

そうですよ。いいですよ。今ちゃんとしてるんやから。

(「再開しよう」の声あり)

再開してます。

(「再開しとったら……」の声あり)

(井川芳昭議員「20分ぐらい休憩してくれる」の声あり)

いやいや、ちゃんと発言してください。

(井川芳昭議員「いや、とめて勝手に、はい、再開せえ、発言せえって」の声あり)

いやいや、再開しましたよ。

(井川芳昭議員「誰が悪いんや」の声あり)

(「議事進行」の声あり)

お願いします。

(井川芳昭議員「休憩してもろうてええで」の声あり)

一般質問続けてください。お願いしますね。

**○井川芳昭議員** 私は今でも、今さら何言うトンやという話しとった人もおる。そやけど、今まだ何にもしてないんや、土地買うただけなんや。その話が何が悪い。

やっぱり今さっき言うた用地が、そら難いでしょ、そら。でも、この用地が取得できたら——公共バスの話しました、神姫バスさんやと思いますけども。こういうことも現在

の路線を利用して文化会館の前に停留所つけて、図書館、また行政サービスがここに来れば、ほぼ1カ所でそういったことのサービスが受けられる。遠方の方でも少しバスに乗ってこられるという話で来庁がしやすくなる。

私の考え、そら遅いかもわかりません。できないかもわかりません。これについて再度お伺いしますが、いかがですか。

**○議長(橋本恭子)** 総務部長。

**○総務部長(香田大然)** 今、神姫バスのことをおっしゃいましたが、本当にそういうふうに簡単に、バスの停留所を1つに限って答弁をすれば、斑鳩のあれはさくらやさん、果物屋さんの前ですか、あの辺にもバス停がありますが、それを簡単に移動することはできません。

ただ、私どもはそういったことも踏まえて新庁舎のほうへバスルート迂回できないかというアプローチはしました。しましたですけども、私も今席で何回も答弁しておりますが、コーナー、コーナー、コーナーをまた回ってもとのルートに戻る、また網干駅の電車時刻との調整、かなりハードルが高い困難な事例であるというふうに神姫バスさんからは説明を受けております。そのことももう既に御答弁済みでございます。

以上でございます。

**○議長(橋本恭子)** 井川芳昭議員。

**○井川芳昭議員** 今部長言われた、本当に困難なことはやっぱりわかるんです、そういったことは。一つの庁舎をどうしていくんやという、新庁舎を含めて、何でも困難はあるんです。

ただ、そういったことを乗り越えてきて、ああ、やっぱりこうなってよかったなということが言える町にしていきたいというふうに私思ってるだけであって、何も新しい庁舎を建てるなどか、もうこの庁舎も古いですから、そんなことは十分承知しておるんです。

先ほども同僚議員も新庁舎の委員会の中で

長岡市の、これはアオーレ長岡ですか、交流センターのビデオ見て、先ほども部長のほう答弁されておりました。28万都市の施設で代替の案を持ってくるというふうにしてもそこに太子町がどう当てはまるのかなというような疑問も残るんです。

やはり新しい庁舎の交流ゾーンつくるにしても、今文化会館の中庭のどこ、きれいなモニュメント、石の置いたやつがありますけども、そういったことも現存として交流広場みたいなどあります。でも、現実的にこれ今現状をおわかりですか。土日にしてもイベントがなければ人が閑散としているような状態で、こういった現状をどう把握されていますか。答弁願います。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 別にそれは事実でありますからどういうことではございません。別に閑散としてるときもありましょし、イベントするときにはにぎわうときもあるでしょう。そらいずれの施設であってもそういうことは言えるのではないのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私、新しい庁舎をつくって、またそこに交流ゾーンつくれば、どちらにしても片方が死んでしまうやろという話をしてる。閑散してるから、そら閑散なんです。ただ、そういったところを何カ所も設けても現存するところは閑散として、いや、新しいところでまたやったらええんやということが問題やと言うとるんです。

文化会館のところに新庁舎持ってくると、太子町のこの一大イベント、ふるさとまつり、そういったことにもあの辺あたりがもっともっと集まる場所になって、最終的にはふるさとまつりについてももっともっと繁栄してくるといように思います。

午前中もそんな話少しありましたが、お金があったらそら新しい庁舎、そら何でもつくったらいいんです。でも、それが全て借金やということであれば、今の現存した施設をどうにか工夫してやっていくという案も、不可

能に近いけどもここまでやったということがももっともっと考えれば、ひょっとしたらできるんかもしれん。少しお金がかかっても多分理解は得られるのかもしれないと私は思います。

先ほども文化センターの話、部長されましたが、既存のものを利用して文化センターのところに庁舎を持ってくるような考えは当然ないでしょうが、再度答弁求めます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 文化会館周辺での候補地検討につきましては、基本構想、基本計画段階におきまして、6カ所で12の評価項目で用地比較検討を行いました。用地取得性や用地のコスト、都市計画上の制限など課題も多く、総合的においては適地評価には至らなかったものでございます。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私、議会でも庁舎委員会のことで2年前ぐらいですか、大阪府の忠岡町、日本一小さい町というところに皆さんで視察に行って、人口1万7,000人、大体約半分の人口の町やと認識をしておったんですが、その中で町長の話の聞くと結構太子町に比べてかなり立派な庁舎という形で、私も太子町の庁舎恥ずかしいなというようなことも少し思ったんですが。

そん中にはプールがあったりとか、保健福祉会館のような形のことのできる施設、また立派な茶室等もありまして、ここに来れば何か全てのことができるようなところで、それなりにお金をかけてもやっぱりこれだけ集約できればいいのかないかなという気がしました。

太子町は保健福祉会館は老原のところにあり、こっちにまた中央公民館、あすかホール、この庁舎、何かばらばらに点在、用地取得の件もあったんでしようが何か一つにまとめられへんのかなと。住民の声もあるんですよ、あちこち何でこればらばらにつくるんやと。ましてや庁舎そっち側かなみたいなどこがあって、ええかげんにまとめてほしいなって僕思うんです。それにも当然施設に対する

ランニングコストもかかってくる。

だから、太子町も非常に狭い町の中、人口も3万5,000人、もっとも一つ一つの施設にまとめようという何か考え方はないんですか。答弁求めます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 22平方キロメートルのコンパクトな町でそれぞれ4小学校区があって、それぞれの地区にはそれぞれの歴史性があって、そういったところで龍田のほうには総合公園、また石海のほうには保健福祉会館、中心的な場所と言われるところには文化会館、新庁舎、太田のほうには体育館がある、これはこれで非常にバランスがとれた行政執行だというふうに思っております。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私どもはそういうふうに思っておりません。地域住民の方も、やはり何かちょっと使い勝手が悪いなというようなことを、部長はそう思われてるんじゃないんですが、余りそれ以上に話すことはございません。

それと、先ほど来もまちづくりの集いの話もされてました。これ平成24年11月中に行われたものですけども、この中の話の中でもこんな立派なもの要るのかなというような意見もあったと思います。その答弁も、いや、耐震性がもたないから建てかえるんやというような回答もあって、そのことだけでこんな35億円もかかってくる、またそれ話じゃもっともとかかかってくる。

先ほど来も話あった材料の資源高騰ですか、鉄の高騰であるとか、いろんな人手不足等々で人件費が上がってくる、こういった話の中で、本当に、先ほどもこの中で地域交流ゾーン、議会ゾーン、それから執務ゾーン、3つのことがあって、一つにまとめたらどうやという話の中で、これについてはプロポーザルやという話もありました。でも、結局は住民の意見が反映されてないです。

この計画っていうのも、もともとは誰がつくられていくのかということとはわかりません

けども、もっともつとやっぱり住民の意見を聞いてお金をかけずに現存の施設を少しでも有効活用していく方法、考えたらいいんですよ。

いや、新しいものをつくるのは簡単です、本当に。でも、それは町民の借金によってこれ賄われるんです。あとまたそういうことでランニング経費がかかってくる。

先ほども基本計画の理念に基づいて取り組んでいる、多分そんな話も出たと思います。この計画、住民にとって、また住民の意思としてこれ本当につくられるもんとお思いでしょうか。答弁願います。

（「議長、延長宣言……」の声あり）

○議長（橋本恭子） ええ、わかっています。ちゃんとわかっています。

総務部長。

○総務部長（香田大然） 基本計画をつくる際に、外部の委員さん、これは学識経験者、学識経験者も建築専門、防災専門、また町議会代表、公募によるお二人の町民代表、そして各種団体、自治会、婦人会、文化協会、商工会、老人クラブ代表、障害者団体代表、消防団、社会福祉協議会代表、各界の御意見を聞いて基本計画をまとめたところでございます。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 各種団体のことはわかるんです、いつも各種団体の代表って出てますから。そうではなしに、大多数の方っていうのはそんな声を出せない方がたくさんいらっしゃるんです。消防団とか婦人会とか、婦人はなくなったかもわかりませんが、そういったところの方が出てくる。

でも、そういったところでない大多数の方っていうのは、やっぱり声を出せない状態の方がいっぱいおられるんです。その声もこっちへ入ってくるんです。

住民の方が役所に行って用事があるっていうことは3つぐらいしかない。まず、納税と、これもコンビニ収納ができてく話になってくればこれもなくなって、あとは住民票か

印鑑証明、もうこの3つぐらいやという話になって。

役場庁舎に集うとか、ゆっくりくつろぐとかという話でありましたけども、そんな役場においてくつろいでる人がおるのかなと。私も結構姫路の市役所等々行きますけど、結構ベンチとかあってくつろぐとこありますけど、そんなくつろいでる人いません。皆さんこの時代、一生懸命働いて、給料少ないからいろんなことされて働いてるんで。多分そんな方って出てこないと思うんです。これについてはどう思われますか。

○議長（橋本恭子） ちょっと済いません。

間もなく定刻の5時が過ぎますので、会議規則第9条第2項の規定によって会議時間を延長します。

総務部長。

○総務部長（香田大然） 人がつどう、めぐる、つながる、そういった基本コンセプトをもってそういう概念を打ち破った新しい地域交流センター、そういったものを設けて、何回も申し上げますが、中学生や高校生の学生さんが夏休みとか春休みとかそういうときにはそこで勉強してもらってもいいし、そしてまたパソコンの環境も整いますんで、お年寄りがそういったパソコンに触れてもらうことも考えておりますし、いろんな意味で新しい発想でもって新しい地域交流センターをつかっていきたいというふうに私は思っております。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 今、国会でも、少し触れられた方おられますが、秘密保護法案の件で、国会でも半ば強引に採決されてという話もあります。

太子町でも何か審議会したとか、まちづくりの集い行った、いろんな各種団体の意見を聞いた、何か一つ会合を開いたから、国会でも公聴会開いたという理由づけをしてそこに持っていく、そこに落としどころをつくるみたいなことが、この自治体でも、太子町でもそんな気がしてならんのかな。ほんまに国

民、また地域住民の声を聞いてやっていくことが当たり前やと思うんやけど、何か中央集権から自治体のそういった地方分権やと叫ばれる中でも、結局やってること同じやないかと。

本当にこんなことで決めていっていいのかなと思うんやけど、その辺についてはどうですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 私、秘密保護法案よくわかりませんが、私どもは広く意見を聞いて、先ほども申しましたように、基本計画のときでも聞いた、まちづくりの集い、またパブリックコメント、そして最終的には住民の代表である、こうやって直接対話をしていただける議員の皆さんの御了解を得て、予算執行も含めてそういった形で進めておりますので、何ら恥じ入るところはございません。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 当然もうこの時期ですから、どんどんどんどん計画を推し進めてやられていくのわかると思います。

でも、最後に、つくった後にこだけお金かけてこんな大きな庁舎建てて、最終的に要らんかったなど、結局ランニングコストばかりかかってほかの事業自体が財政的に困ると、いろんな細かいことの経費が要る中で、こっちにばかりお金かかって、教育委員会の予算とかほかの交通安全の予算とか、どうもこれおかしなってくるんちゃうのかな。

文化会館45億円建てても、先ほども19年、20年言われてました。雨漏りがするとか、45億円の建物で雨漏りがするって、大分前のどっかの議員も言われてました、わしの家雨漏りせえへんと、何でそんなに多額の費用をかけたものが雨漏りするんやと。結果的にそうになってしまうんです。

先ほども、オリンピックの話とか東北震災のことで復旧があって人件費の高騰、また資材の高騰で、消費税も上がってくるという中で、こんな時期に、高騰する時期につくる必

要があるのかなど。まだ、消費税上がってからも変に高騰するこの時期にせなあかんのかなと思うんやね。

僕は本当に一旦これやめて、本当にもう少し考え直してやるほうが賢明だと思います。相場が高い時期にそのものを買って余計に自分で自分の首絞めとんや。それやったらまだ8%の消費税上がってからもゆっくりと考えたほうがいいんとちゃいますか。本当にもっともっとコンパクトにして、本当に身の丈に合った計画に見直しすべきだと思います。

今、木材でも高層階つくらなければ、木材の技術も発展して3階建て住宅とかいろんなことで、耐火構造であると、燃えない木というのも開発されてます。だから、鉄を使わなくてもいろんな方法があって、やり方次第ではどうにでもなるようなやり方ちゅうのをやっぱり考えるべきです。

庁舎も景観地区に指定されているとかそんなんで、結局は景観のことに対しても、同僚議員も言われてました瓦をせえとかという話も、この話にも全くタッチもされてこない。

だから、どっかに地元のもんを使ったり木材を使う、和のまち太子にぴったりとマッチングするようなことを今ならまだやり直せるんです。北川町長の意思一つで計画って変えられるんです。住民はそんな立派な庁舎を求めてると思いません。私もそうですが。

これつくるとなると3万5,000人の人口で35億円ですから。これ「広報たいし」であるとか、そんなものには全く載ってませんけど、一人頭赤ちゃんからお年寄りまで10万円かかるということを、こういったことを告知していただけますか、どうですか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（香田大然） 議会のことについては広報にもいろいろ図面とかいろいろ載せたりいたしております。ただ、一人頭幾らかってのは全然載せておりませんけども。それにつきましてはそういう御要望があれば。

ただ難しいですよ、将来に今の赤ちゃんから今80歳、90歳のお年寄り、これ使って将来世代ずうっとこの庁舎が昭和30年で築60年弱ですから、そういった長いスパンで単純に今の人口の1人で割って10万円ってのは少しお話が違うんじゃないかと。だから、私どもの視点と少し違うような気はいたします。そんな考えです。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 余りよそを向かれても話は響いてこないです。むしろもう3月でおやめになるかどうかわかりませんが、少しでも、もう少しそういったことを見直していただきたいです。

もう最後になってしまいますが、計画を見直すのであればもうはやりの言葉で言うところなんです。今とめないとやっぱり計画は進んでしまう。当然、入札が1月ですから。本当に誰のための庁舎であるのか、町長、副町長におかれても考えていただきたいというふうに思います。この辺、強く要望しまして一般質問を終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で井川芳昭議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月10日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午後5時04分）